

国内紛争における和平プロセス —アルーシャ和平プロセスの成功と失敗—

Peace Process in Internal Conflict : The Success and Failure of the Arusha Peace Process

田 中 宏 明

国内紛争における和平プロセスとは、交渉による解決から国家再建へのプロセスをいう。理論的にそこにはリアリズムとリベラリズムという矛盾する二つの論理が併存する。リアリズムの論理が優位する交渉による解決段階から、国家再建のための政治的経済的自由化が仲介者によって当事者に強制される。その結果、当事者による和平合意の締結という「成功」に導いても、当事者が和平合意を履行しないという「失敗」に至ることがある。この具体的な事例が、ルワンダ紛争におけるアルーシャ和平プロセスである。本稿では、和平プロセスにおける理論的諸問題を指摘し、アルーシャ協定を締結しながらも、その履行段階でなぜそれが破綻しその後のジェノサイドに至ったかを検討する。そして和平プロセスのオルターナティブとして平和創造（紛争解決）から平和建設への和平プロセスを提起する。

キーワード：和平プロセス、交渉による解決、国家再建、紛争解決、平和建設、アルーシャ協定

目 次

- I はじめに
- II 交渉による解決
- III 和平合意と国家再建
- IV アルーシャ和平プロセス
- V おわりに

I はじめに

国内紛争あるいは内戦は、国家間の戦争同様あるいはそれ以上に大きな犠牲者をだすことがある。たとえば、米国は第一次世界大戦で11万5千人の戦死者をだし、第二次世界大戦ではその三倍近い31万8千人もの戦死者をだした。しかし、南北戦争での戦死者は、第二次世界大戦の約二倍近い61万8千人であった¹⁾。人口500万人ほどのエルサルバドルでは、1977年から1992年まで続いた内戦によって、戦闘員の戦死者が2万5千人、市民の死亡者が7万人、海外への難民が2万数千人、そして国内の避難民が37万人にも達した。内戦の結果、エルサル

バドルの経済は疲弊し、失業率は50パーセントを越えた²⁾。ボスニア紛争においては、20万人近い死者とボスニアの人口の半数を超える270万人の難民や避難民をだした³⁾。ルワンダでは和平合意締結後の1994年に、それに反対する過激派によって約80万から100万の市民を虐殺するジェノサイドが行われ、300万人が避難民となり、そのうち200万人が国境を越えて難民となった⁴⁾。

国内紛争がこれほどの破壊と犠牲と悲劇をもたらすものであれば、それを終わらせ持続可能な平和をつくりだすことが重要な課題であることはいうまでもない。いいかえれば、この課題は、国内紛争を解決するために平和はどのようにすれば創造できるか、そして紛争終結後に国内紛争が再発しないようにするにはどのように平和を建設するればよいかということである。それを考えるには、平和、平和創造 (peacemaking)、そして平和建設 (peacebuilding) という諸概念の説明が必要であろう。第一に、平和とは暴力の否定であり、暴力は「人間の基本的ニーズに対する回避できる傷害」⁵⁾と定義できる。逆にいえば、平和とは人間の基本的ニーズを充足することである。人間の基本的ニーズとは、人間が人間的であるために何が必要かを示す概念である。それは、人間の普遍的動機を反映し、生存、安全、福祉、アイデンティティ、自由、承認、発展、配分の正義、そして自己実現などによって意味される。ニーズ主体は人間一個人である。人間は、ニーズを否定する集団、社会、国家、そして世界に反発する一方で、ニーズを満たすのであればそれらは重要な媒介手段となる。ニーズを満たす機会には人間は順応的であり協調的協力的な行動をする。ニーズには人間に内在する普遍的があり、それゆえに、人間はニーズを共通に保持できる⁶⁾。平和は、人間がニーズを満たして人間的になろうとするダイナミックな過程である。

第二に、平和創造とは紛争解決 (conflict resolution) を意味する。H. ケルマンが指摘するように、紛争の原因はニーズ充足の失敗あるいはその脅威である。紛争解決は紛争当事者のニーズとその脅威に取り組むことである。それは第三者が仲介あるいは調停によって紛争当事者間に停戦をもたらすという以上の意味をもつ。「紛争解決という意味での平和は、兵力引き離しや停戦以上のものであり、友好的な共存、協力関係、そして二つの民族間の和解に導くものである⁷⁾。」紛争解決において、両当事者のニーズの充足が紛争を相互に満足させて解決する究極の基準なのである⁸⁾。

第三に、平和建設の概念は、1992年にガリ国連事務総長が提示した『平和への課題』に見出すことができる。そこでの「紛争後の平和建設」は、「紛争の再発を防止するために平和を強化し固定化するのに役立つ構造をつきとめ支える行為」と定義されている。その具体的な行為には、当事者の武装解除、秩序の回復、兵器の管理およびその廃棄、難民の帰還、保安要員のための助言とその訓練のための支援、選挙監視、人権保護努力の推進、政府機関の改革あるいは強化、そして公式および非公式の政治参加過程の推進などがある⁹⁾。これらの行為は崩壊した国家の再建には必要不可欠なものであろう。

しかし、「紛争後の平和建設」には少なくとも理論的な問題が三点ある。第一に、これらの行

為によってなぜ平和建設ができるのかが示されていない。平和建設とは、当事者間のニーズが充足ができ、究極的には、暴力なしに国内紛争を解決するメカニズムである権威の正統性が確立されることである¹⁰⁾。権威が正統であるかどうかの基準は、選挙されたかどうかにあるのではない。J. バートンが主張するように、その基準は、「権威が選挙される過程あるいは自選される過程よりむしろニーズを満たすパフォーマンス」¹¹⁾にある。

第二に、「紛争後の平和建設」には発展の問題が見落とされている。内戦によって国民経済が崩壊していれば、その再建が必要であることはいうまでもない。しかし、経済が成長すれば必然的に平和をもたらすというわけでもない。発展とは、人間の発展であり、人間の基本的ニーズの充足を意味する。その意味で、平和は発展と同義なのである¹²⁾。

第三に、「紛争後の平和建設」の時間概念に問題がある。平和建設を行うのは、かならずしも紛争後であるとはかぎらない。紛争前に行われるのであれば、それは紛争予防になりうる。

平和創造と平和建設は、暴力の否定あるいは人間の基本的ニーズの充足という意味で平和を構築する共同の作業である。平和創造は紛争解決に従事するものであり、平和建設は権威の正統性を確立し人間の発展を促すものである。平和創造から平和建設へのプロセスを平和プロセスという。それは破壊的な紛争を建設的なエネルギーに転換することである。「紛争のエネルギーは、積極的、非暴力的、建設的、転換的な方向へ向けることができる¹³⁾。」平和とは、ニーズを求め破壊的暴力的な紛争を、逆にニーズを満たすための建設的な作業に転換するダイナミックな過程である。

しかし、平和プロセスが実際に行われているわけではない。現実に行われている「紛争解決」を、「交渉による解決」(negotiated settlement) あるいは「政治的解決」(political settlement) と呼ぶ。それは人間の本性を権力欲と捉え政治を権力闘争とみるパワー・ポリティクスに依拠している。そのため、交渉による解決において、当事者は交渉で権力闘争を行い、第三者も同様に権力を行使する。この第三者たる仲介者は、公平無私の立場にあるのではなく、何らかの利害をもつ第三番目の当事者なのである¹⁴⁾。「戦争が他の手段による政治の継続ならば、交渉による解決は政治的手段による戦争の継続である¹⁵⁾。」交渉は「紛争の継続」である。

実際に行われている「平和建設」を和平合意後における経済再建も含めて「国家再建」と呼ぶ。そこにおいても交渉による解決と同様に当事者は権力闘争を行う。それゆえに、当事者間の武力紛争が終結していても、当事者間の武力なき紛争が継続している。「非軍事的モードに性質が変わっているけれども、戦争後の政治は紛争の継続である¹⁶⁾。」和平合意後も「紛争の継続」がある。和平合意は紛争の終結を保証しない。和平合意は内戦の休戦にすぎずまた内戦が再開される場合がある。和平合意によって当事者間の協力関係を生み和解をもたらす紛争解決が行われたわけではない。さらに、国家再建は、紛争を解決しないまま、政治的には選挙と経済的には構造調整という自由主義的プログラムが実施される。

交渉による解決から国家再建へのプロセスのことを和平プロセスという。和平プロセスは現実

にはそれ自体が「紛争の継続」である。しかしながら、和平プロセスは異なる二つの矛盾する論理によって行われている。和平プロセスを通じて二つの論理が併存している。特に、交渉による解決ではパワー・ポリティクスリアリズムの論理が優位であり、そして国家再建においてはリベラリズムの論理が優位する。リアリズムは利益の対立を仮定するのに対して、リベラリズムは利益の調和を仮定する¹⁷⁾。和平プロセスにおいて二つの論理矛盾が表面化するのが和平合意の履行局面である。履行局面が「紛争の継続」であるにもかかわらず、それを解決せず和平合意を履行することは不可能なのである。

本稿の目的は、和平プロセスの問題を検討し批判しそしてそのオルターナティブとして平和プロセスを提起することである。和平プロセスの問題を考察するために、S. ステッドマンやI. W. ザートマンというリアリストなどの理論的研究を検討して、第一に、交渉による解決の問題を考え、第二に、交渉による解決と国家再建の論理が衝突する和平合意の履行に関する問題を考察する。そして第三に、具体事例として、ルワンダ紛争におけるアルーシャ和平プロセスを検討することで、そこにおける問題を明らかにする。和平合意を成立させながらその履行段階でなぜ破綻しその後のジェノサイドに至ったのかを考える。最後に、和平プロセスのオルターナティブとして平和プロセスを提起する。

II 交渉による解決

1 交渉による解決の難しさ

国内紛争の和平プロセスとは、まず事前交渉に始まり、交渉、和平合意、和平合意の履行、そして国家再建へと向かうプロセスのことである。交渉による解決は和平プロセスの一部である。交渉による解決は、和平プロセスにおける事前交渉、交渉、和平合意、そして和平合意の履行、その中でも特に停戦合意の履行に至るまでのプロセスである。国家間の和平プロセスにも、国内紛争の和平プロセスと同様に、事前交渉、交渉、和平合意、そして和平合意の履行というプロセスがある。しかし、前者は戦争の終結を意味する和平合意の履行に至るまでのプロセスであるのに対して、後者においては敵対してきた当事者が自ら破壊してきた社会、経済、そして国家などの再建者とならなければならない。国内紛争の和平プロセスにおける和平合意とは停戦合意のみを意味するものではない。それには、武装解除、軍隊や警察のあり方などの軍事安全保障の取り決め、憲法、政府、そして選挙などの法的政治的な取り決め、そして経済社会に関する取り決めなど多様な合意内容が含まれることもある。交渉による解決においてもこれらの取り決めに関する交渉が行われる。以下で和平プロセスという場合、国内紛争の和平プロセスのみを指す。

和平プロセスは決して順調に進展するものではない。そもそも国内紛争を交渉によって終わらせることは難しい。第一に、それはなぜか。第二に、どのような条件があれば交渉による解決が可能なのか。そして第三に、仲介者は交渉による解決においてどのような役割があるのかという

問題を検討していくことにする。

交渉による国内紛争終結の難しさはさまざまなデータから理解できる。国家間紛争と比較すればその難しいがいっそう鮮明になる。P. ピラーのデータによれば、国家間戦争の約3分の2が交渉によって終結したのに対して、内戦の3分の1が交渉によって終結したにすぎない¹⁹⁾。つまり、国内紛争は交渉以外の方法で終結することの方が多い。ステッドマンは1900年から1989年までに起こった68の内戦をその終結方法から五分類した。その分類とは、第一に戦場での国家あるいは競争相手の除去、第二に一方の側の無条件降伏を意味するものと理解される降伏、第三に交渉による一方の側の降伏、第四は参加者の交渉による合意、そして第五に解決には達しても合意違反が同じ戦闘員の間で新たな戦闘にすぐ導く不安定な交渉による解決である。68の内戦のうち41の内戦が除去ないし降伏によって終わった。68の内戦のうち7の内戦が不安定な交渉による解決である。その7の内戦のうち、1911年の中国、1970年のヨルダン、そして1973年のラオスという3の内戦が除去ないし降伏で終わり、3の内戦が1989年当時なお継続していた。1962年のラオスの内戦は、内戦に逆戻りする前に1973年にもう一度不安定な交渉による解決によって終わったが、結局挑戦者のひとりの勝利によって終息した。継続中の3の内戦を除きそしてラオスを1つのケースとして加えると、44の内戦が除去ないし降伏によって終わった。それは全体の約65パーセントにもなる。交渉によって解決された紛争は、終結した65の紛争のうちの約31パーセントにあたる20の紛争であった。さらに、交渉による解決のうち、植民地戦争、一方的な合意を正式に認めたもの、そして交渉によって国家の分割に終わったものを除くと、11の紛争のみが交渉によって解決され、それは全体の約16パーセントである。そのうち6の内戦が国際仲介によって終結されたにすぎなかった¹⁹⁾。たとえば交渉によって内戦が終結しても、R. リックライダーのデータによれば、その後にもまた内戦が再発するケースが50パーセントもあった²⁰⁾。

このように国内紛争の交渉による終結はまれである。その主要な第一の理由は、国際紛争であれ国内紛争であれ、その交渉による解決は、きわめて限られた紛争の時機にしか可能ではないと考えられているからである。紛争の状況が、ザートマンらが主張するように、「熟成した時機」²¹⁾になければならない。それが交渉のための紛争の「熟成した時機」である。ザートマンによれば、熟成した時機には「相互に傷つく膠着状態」と「相互に誘う機会」がある。なぜ相互に傷つく膠着状態になるかという点、何よりもまず紛争当事者は勝利を求めるからである。それがそれぞれの努力を抑制するにつれて膠着状態に導く。その膠着状態を破ろうとして、両当事者がその打開策をエスカレートするように求めそして他方の当事者を打ち破ろうとする。紛争の初期のレベルのように、これらの努力が両サイドによって追求されるために、その結果が紛争のエスカレートと膠着状態の再強化になる。両当事者がもはやその勝利の道をエスカレートすることができずそして他方のサイドの逆襲する努力に加えて費用の損失が手痛いデッドロックを生み出す点に両者が達したとき、相互に傷つく膠着状態の点に到着する。この実感が根を下ろしたとき、その状況

は解決のために熟している。なぜならば、当事者間の権力関係がパリティにあるとき、紛争はエスカレーションからディ・エスカレーションに向かうからである²²⁾。これを実感するにはたいへい時間がかかり、熟成は束の間の瞬間なので、同じ性格をもつデッドラインの存在が、この先良いことがあるだろうという認知を閉ざすのに役立ちうる。デッドラインとは、痛みと費用を急激に増すことになるつい最近に回避されあるいは差し迫った破局である。熟した時機に必要なもう一つの要素は、打開策があるという認知である。相互に傷つく膠着状態の古典的な例は、1973年の十月戦争の後、スエズ運河の東岸で、エジプト軍とイスラエル軍が互いに取り囲んだ状況である。それが1974年と1976年の兵力引き離し合意をお膳立てすることになった²³⁾。

相互に傷つく膠着状態がネガティブな熟成した時機であるのに対して、相互に誘う機会はポジティブな熟成した時機である。好ましい結果を得るための周囲の状況の中にある機会を当事者が認知するとき紛争は解決のために熟している。相互に傷つく膠着状態は打開策の認知を必要とする一方で、相互に誘う機会においては、その動きを補って完成させようとするよりむしろ、その動きをリードすることがその打開策となる。当事者がその打開策をエスカレートできないことは背景の条件にすぎない。相互に誘う機会というその時に、当事者は、傷つく膠着状態よりむしろもはや特別な費用のかからない進行中のデッドロックに自らいることに気付く傾向にある。相互に誘う機会の例はほとんどないが、1993年のオスロ合意に導いた状況がその例としてあげられる²⁴⁾。内戦継続によってさらに多大な費用を要する相互に傷つく膠着状態と、和平合意を受け入れることによって何らかの好ましい結果が得られそうな相互に誘う機会が、交渉による解決の条件である。

次に、国際紛争の交渉による解決とは違って、内戦に起因する交渉による解決の難しさがある。ステッドマンによれば、その理由は四つある。第一に、内戦の政治的解決は、いままで戦ってきた当事者たちに武装解除を求めそして一つの軍隊と統一した政府を形成するように求めることにある。これが当事者に安全保障に関する懸念を生み出す。内戦は構造的には国際的なアナーキーと類似したものである。そのために、当事者は安全保障のディレンマを克服できない。支配的な権威を欠いているために、当事者は安全保障問題に自力救済の解決を追求するように導かれる。短期的には、組織や監視が不十分ならば、軍隊の統合、兵隊の武装解除、そして停戦の開始や維持は、一方の側が政治的解決を利用しそして完全な勝利を求める機会を与える。長期的には、当事者はその敵対者が権力の独占を獲得せずそして自らに対して国家の強制力を行使しないとの確信をもっていなければならない。選挙に関することも含め憲法でさまざまな取り決めが行われても、憲法それ自体が安全の保証を提供しない。さらに、安全保障のディレンマの克服は合意に達するための必要条件であっても十分条件ではない。もし十分な保護と保証が当事者にその恐怖を克服することができても、全か無かという条件でその紛争を定義するために交渉による解決を多くの当事者は拒否する。このような場合に、当事者は、恐怖によって動機づけられているのでは

なく、権力欲のような基本的考察によってかあるいは正義のような高邁な動機によって動機づけられている。第二に、内戦は多くの場合に総力戦である。総力戦においては、戦闘員は敵対者の性格が戦争の原因でありそして戦争を終わらせる唯一の方法が反対者を除去することであると信じていることになる。これは、敗北が死を意味すると恐れる戦闘員にとって生き残りを賭ける状況をつくりだす。第三に、内戦を戦ってきた指導者は、多くの場合に完全な勝利と問題となる国家の完全な支配以外のものを受け入れない。個々の指導者が不変の選好を保持し集団内に厳格な原則を維持できるときには、その集団の選好はその指導者が交代するまで不変である。第四に、当事者が限定的な目標をめぐる戦っている場合でさえ、二つの問題が生じる。まず、総力戦のレトリックが危険と恐怖を増すことになる。交渉を進んでしようと思っている者は、反対者が完全な勝利でないものに満足するかどうかを判断しなければならない。もしある指導者が誠実に和平を達成をしたい反対者との交渉を避ければ、内戦が続き和平の機会を失う。逆に、和平の達成に不誠実な反対者との解決に達したならば、何らかの有利さを求めている反対者に対して自らを脆弱にするリスクを負う。次に、総力戦のレトリックは指導者とその支持者の間に問題を生じさせる。総力戦のレトリックを使うひとつの理由は、ある支持者がそれを聞きたいからである。完全な勝利に公に関与してきた指導者が交渉に臨み敵対者に妥協をする意志をみせれば、その指導者はその支持者からの反発を恐れることになる。和平を達成しようとする指導者は以前の同盟者によって攻撃される²⁵⁾。こうした四つの特徴が国内紛争の交渉による解決を妨げている。

2 交渉による解決

紛争の熟成がまれであることとステッドマンが主張する以上の四つの特徴が内戦の交渉による解決を妨げている要因ならば、それを取り除くことができればそれが交渉による解決の条件となる。最初に、どのようにすれば安全保障に関する問題に対処でき、次に、その他の三つの阻害要因をどのようにすれば取り除くことができるかを検討する。紛争の熟成は、安全保障に関する問題に関連し、そしてそれについては仲介者の役割との関連でさらに議論する。

はじめに、安全保障の問題は、当事者の安全が保証されるからではなく、逆に、それがもはや保証されないときに交渉による解決への導かれる。ステッドマンは、当事者が紛争継続に恐怖感を増すことが和平合意に調印する決定をする上で実践的には重要であると主張する。その理由は次の四点である。第一に、軍事的選択肢に疑問をもつまで、当事者はたいてい交渉による解決の可能性を探究し始めない。第二に、交渉が失敗すれば、状況がさらに悪くなるだろうという切迫感が当事者に合意を結ばせるのに必要なのである。第三に、戦場についての認知はすぐに変わる。しかし、反対者の信用についての認知はゆっくり変わる。そして第四に、軍事的結果は政治的過程よりもたいてい予測しやすい。内戦の当事者が合意を求めるのは、当事者が和解や和平を求めているからではなく、軍事的政治的な条件が当事者に戦闘を止めさせるように迫るからである²⁶⁾。これは紛争の「熟成した時機」の説明でもある。

当事者が紛争継続に恐怖感を増すだけではなく、交渉による解決の恐怖感を減らす努力も必要である。当事者のリスクの認知が誇張されるにつれて、費用と便益の合理的計算が歪められるからである。当事者は交渉による解決のリスクを過大評価し内戦継続のリスクを過少評価する。当事者は戦闘の継続を恐れるよりも交渉による解決を恐れるようになる。それゆえに、交渉による解決の恐怖心を減じなければならない。それには、第一に、詳細な合意をつくること、第二に、合意を監督し監視し検証し履行する上での外部の介入、そして第三に、当事者間に信用と相互利益を生み出すことがあげられる²⁷⁾。後述するように、仲介者はこれらのことに介入して交渉による解決の恐怖心を緩和する努力を行う。

次に、安全保障に関する問題以外で交渉による解決を妨げている要因には、当事者が内戦の原因を反対者の性格とみること、当事者が政治的支配を求めること、そして総力戦のレトリックを使用することという問題がある。その緩和のためには、次の四つの条件が交渉による解決を促進するのに役立つ。

第一に、戦ってきた当事者が、妥協による解決を進んで受け入れるということを反対者に納得させる行為をとることができる。そのような行為はそれがコストがかかるものであればより信用される傾向がある。たとえば、南アフリカで正式の憲法制定交渉が始まるまえに、アフリカ民族会議（以下ANCと略す）は新憲法の選挙制度として比例代表制を提案することによってマイノリティと友好的な関係を築いていこうとする意志を示した。第二に、指導者の言動が全か無かあるいは生か死かという全体的な認知を否定する上で重要な役割を果たすことができる。1990年に監獄から解放される前に、ネルソン・マンデラは、ANCが民族差別をする意図がないことを国民党に納得させるのに4年間も費やした。第三に、戦闘当事者の中で和平に反対する過激派と闘う非公式の同盟を生み出すことができる。エルサルバドルにおいて、与党の民族主義者共和同盟（ARENA）とファラブンド・マルティ民族解放戦線（FMLN）との暗黙の同盟が、和平の展望に対する広範な懐疑主義と強行派の反対を克服することになった。第四に、戦闘している側と別に市民社会が、和平のためにロビーを生み出し、過激派と闘う側にある人々の側を強化し、全体的なレトリックと闘い、そしてさまざまな集団や当事者からの個人が意見や情報を交え交換することを奨励することができれば、交渉は促進できる²⁸⁾。

これらの条件は戦闘的な当事者から交渉可能な当事者への変化を示すものである。そうであるならば交渉による解決の可能性は高くなるであろう。しかし、当事者がどのようにすれば変わるのかは明らかにされていない。交渉における解決理論においては、それよりも、仲介者の役割が重視される。

3 仲介者の役割

交渉による解決の条件としての「熟成した時機」は自然に生み出されるものではない。F. ハンプソンがいうように、「熟成は、遺伝によって受け継がれた条件ではなく、育成された条件で

ある²⁹⁾。」そのためには、仲介者の役割が必要である。

仲介者は、紛争への介入と交渉への介入という二つの役割がある。第一に、仲介者は、当事者に紛争継続による恐怖感を増大させるために、紛争に介入する。これは紛争自体に影響力を及ぼすてこ作用の行使である。たとえば、仲介者は、一当事者あるいは全当事者に対して制裁を課し、一当事者を選択的に武装させ、そして頑強に抵抗する当事者に武力行使する。しかしながら、仲介者の行為が攻撃的であればあるほど、仲介者に多くのコストを課しそして仲介者にとって大きなリスクを生むことになる。そのリスクとは、仲介者が紛争当事者になり、あるいは、はからずも内戦をエスカレートさせることである³⁰⁾。もしこのようなことを行えば、仲介者は、第三者ではなく、紛争当事者となる。

第二に、交渉における仲介者の役割には、ザートマンらが主張する伝達者、定式者、そして操縦者という役割と、ステッドマンが主張する「問題解決」の能力とがある。前者において、伝達者は、当事者間のコミュニケーション能力が崩壊しているときに、当事者と接触しメッセージを運ぶ。当事者が紛争から抜け出す方法を考えだせないときに、定式者は紛争における問題点の再定義や紛争管理のための定式を見い出す。操縦者は当事者を合意へ導くためにそのパワーを使う。操縦者は交渉において当事者を膠着状態に閉じ込める。当事者は交渉の手詰まり状態から抜け出す方法を仲介者が提供してくれると期待する³¹⁾。仲介者はこうして交渉における交渉力を得る。

仲介者は、二つの方法で膠着状態から抜け出す方法を当事者に提供する。第一が、「自然に」当事者を合意に導くほど魅力的なコミュニケーションとアイデアを提供する方法である。第二が、魅力のない提案を魅力的に見せる議論と誘因を加える方法である。後者の方法が交渉における仲介者が用いるてこ作用の行使である³²⁾。

仲介者がてこ作用を行使するにはそのための力の源泉や能力が必要である。J. バーコヴィッチが主張するように、「資源のコントロールと所有は、有利な結果あるいは他の望ましい目的を達成するためには、仲介者のパワーを決定する主要な要因である。資源がなければ、いかなる目的も達成できない³³⁾。」紛争への介入に関して、仲介者は紛争に影響を及ぼすてこ作用を行使できなければならない。仲介者は軍事力を行使する(ムチ)あるいは行使しない(アメ)という能力が必要である。交渉への介入に関して、ザートマンは、四つの力の源泉があるという。前者二つが定式に関係し、そして後者二つが操縦に関係する。第一は、紛争の継続より有利な将来像を描く能力である。それは仲介者の説得力でもある。第二は、両当事者にとって魅力的で有利な地位を生み出す能力である。第三は、紛争における一方の当事者を抑えあるいは他方の当事者を動かす動かすことができる仲介者の資源の利用可能性である。第四が仲介者が追加支払いを提供するか(アメ)あるいはそれを控えるか(ムチ)できる資源を利用する能力である。追加支払いとは、財政支援などによる当事者に結果に対する価値を増やすことである³⁴⁾。

次に、ステッドマンは、交渉における恐怖を軽減させる役割が仲介者にあると主張する。それには「当事者の要求とニーズに対する実践的解決の発展」とステッドマンが定義する仲介者の

「問題解決」能力が必要である。問題解決の前提は当事者間のコミュニケーションの促進である。仲介者は実践的関心に取り組むように常に戦闘員に圧力をかけるべきであり、そして哲学的な意味で反対を表明させるべきではない。仲介者は当事者のためにその相手についての認知を検証するための方法を確立し、そして、もし請け負わされれば、その認知を変えるべきである。紛争の根が誤解にあるのであれば、誤解を解く必要がある。もしある指導者が全権力と一方的勝利を求めているならば、仲介者の役割はその目的を明るみに出すべきである³⁶⁾。

ステッドマンによれば、内戦における「問題解決」は次の三つの問題点に取り組むべきである。第一に、当事者はその政治的相互作用を構築し統治するルールを生み出す必要がある。仲介者は、多様な憲法や選挙の選択肢があることを紹介し当事者を手助けする。第二に、当事者は内戦から和平への移行を管理する方法に合意する必要がある。仲介者は、移行の中で生じる問題点を指摘することで当事者を援助できる。仲介者は、停戦の確立、武装解除や軍縮、そして軍の統合に関するさまざまな方法を当事者に考えさせることができる。第三に、問題解決は合意を履行する上で国際的アクターの役割に取り組まなければならない。一方で、仲介者は戦闘員の恐怖を和らげるための国際的な監視がどのようなものになるかを取り扱うべきである。他方で、仲介者は合意が究極的には自分で執行されるべきであることを当事者に理解させるべきである³⁶⁾。

仲介者がその役割を果すうえでも、仲介者は好ましい結果をもちそして誘因と戦術をその結果と結び付ける戦略をもたなければならない。仲介者は一つの声をもって話すべきでありそして信頼性のある脅しと約束をすることができなければならない³⁷⁾。たとえば、ボスニア紛争に対する国連やヨーロッパ共同体による仲介の失敗は、それらがアメとムチを行使するための資源や影響力をもたず、それゆえ、当事者が仲介者に信頼を寄せることがなかったからである³⁸⁾。

以上のようなステッドマンやザートマンなどの議論から、内戦を終結させるには、次のような時機に仲介が行われることになる。第一に、和平合意を受け入れることで好ましい結果が得られる相互に誘う時機に仲介成功の見込がある。しかし、この時機が来ることはほとんどない。第二に、紛争の膠着状態によって当事者が内戦継続の帰結を恐れるようになったとき、成功する見込がある。これは、国際的アクターが内戦の恐怖を緩和するべきではないということを意味する。人道的介入のような政策は、民間人のコストと痛みを減らすことができるが、それはまた内戦を長引かせて戦闘員の能力を強化することにもなる。もし紛争が熟成していないのであれば、仲介者は、軍事介入またはその脅しによって、紛争を熟成させることもある。そして第三に、仲介は解決の恐怖が軽減されたときに成功する見込がある。これは、戦争犯罪に対して指導者と兵士を罰することはある場合には和平の代償として犠牲にしなければならないことを意味する³⁹⁾。こうした考えは、和平を優先し他の諸価値を犠牲にするというリアリストの考えを反映したものである。

Ⅲ 和平合意と国家再建

1 和平合意とその履行

仲介者の努力により当事者間で和平合意が成立したならば、次に和平合意が履行される段階に移る。和平合意を履行することによって国家再建が行われる。しかし、第一に、当事者はなぜ合意の履行ができないのか。第二に、それに対してどのように第三者は履行させようとするのか。そして第三に、国家再建に係わる和平合意の内容のどこに争点があるのか。すなわち交渉による解決と国家再建をめざす和平プロセスとの具体的な対立点は何か、そして国家再建プログラムの問題とは何かを考える。

N. ボールによれば、和平プロセスには四つの局面からなる二つの段階がある。第一の段階は「紛争解決」である。それは重要な問題点に関して合意に達することを目的とする。それによって戦闘が停止することができそして社会経済的再構築が始めることができる。第一の段階には、交渉局面と停戦局面がある。交渉局面では戦闘を終わらせることができる重要な問題点に合意することが目的である。そして停戦局面では和平合意に調印し、停戦を確立し、そして兵力の引き離しを目的とする。第二段階は移行と固定という二局面からなる「平和建設」である。移行局面の目的は、効果的に機能するためにそして和平合意によってマンドートされた重要な改革を履行するために十分な程度の正統性をもった政府を確立することである。固定局面は、改革プロセスを継続し深化させ、そして経済社会的回復プログラムを継続することを目的とする⁴⁰⁾。

しかし、この和平プロセスの理解からは、和平合意に調印してから和平合意を履行する局面における問題が見えてこない。ボールのいう第一の段階から第二の段階へのプロセス、特に停戦局面から移行局面へのプロセス、すなわち和平合意からその履行の局面が重要なのである。合意履行の局面で、リベリア、アンゴラ、そしてルワンダのように、紛争が再発することがある。和平合意は、必ずしもその後の和平プロセスの進展を保証するものではない。さらに、和平合意は、停戦を確保するための合意だけではなく、そのすべてではないにしろ、国家再建に関する合意を含むものなのである。

なぜ和平合意を履行する上で問題が生じるのか。それは、ステッドマンとD. ロスチャイルドによれば、それはそもそも内戦の性格に起因する。すでに述べたとおり、内戦においては敵対者間で恐怖感が強く信頼は低いので、当事者はその関与を実行しない可能性がある。なぜならば、当事者は敵対者がその関与を利用すると信じているからである。ある場合には、指導者は全か無かという条件で紛争を定義する。そして交渉による解決への関与は単なる戦術にすぎない。指導者は相手を弱め自らを強めようとする。問題の合意がある当事者に権力をもたらしことを約束していれば、その当事者は自ら述べた義務を果す可能性がある。しかしながら、合意がその当事者の権力を限定するのであれば、その当事者は戦闘を再開する傾向がある。これらの問題は戦っている当事者の組織が貧弱であれば、いっそう先鋭化する。ならず者の派閥が履行の土台を切りく

ずすことで合意を破壊しようとするからである⁴¹⁾。

合意の履行局面においても当事者はなおも疑心暗鬼をかきたてている。合意の履行局面に内在する不確実性から生じる四つ問題がある。第一に、当事者は和平合意に調印していてもそれを履行する上での利害を必ずしも共有していおらず、内戦より和平を共に望んでいるわけでもない。当事者は時間を稼いで戦闘を再開し完全な勝利のために調印したのかもしれない。第二に、合意の履行から得られる利益は必ずしも知られていない。和平をつくるか内戦に戻るかということに伴う費用と便益がはっきりしない。ある当事者はその後の選挙に勝つことを期待して和平案に合意したのかもしれない。もし選挙で敗れば、その当事者は戦闘再開を選ぶかもしれない。第三に、合意の履行局面でだましの行為が何を意味しているかがたいていはっきりしない。そして第四に、内戦の多くの集団は組織的な結合力を欠いている。これがだまし行為を集団のリーダーシップのせいにするのを難しくする⁴²⁾。

短期的には、内戦の交渉による解決は戦闘員にとって不確実性と不安という危険な期間を生む。敵対者にとって重要な問題は相手の目標や性格についての情報が不十分であることである。不安によって合意を持続させるのに必要な相互信頼を破壊する政策を敵対者たちが追求することになる。交渉による解決は敵対者にとって何を本当に選びたいのかを示す機会である。履行は誠実さのテストである。しかし、履行局面がうまくデザインされ管理されていなければ、当事者にその関与を守らせることに失敗する。それは、誠実さの欠如よりも、むしろ履行の枠組みが不適切であることを反映している場合がある⁴³⁾。

国際的アクターは内戦における解決の履行に助力しようと三つの異なる戦略を追求してきた。第一は、英国がジンバブエの和平合意を履行させようとして用いた戦略である。それは戦闘当事者間に高度の緊張を維持させようとした。英国は、敵対者たちが戦闘の再開を恐れてその義務を履行すると思っていた。しかし、この戦略は危険を伴う。なぜならば、当事者がその脆弱性とその安全保障の懸念を強め、それによって両サイドともに戦闘に逆戻りしかねないからであった。さらにこのプロセスは内戦に戻りたい両サイドのアクターに対しては脆弱であった。第二は、国連がエルサルバドルやアンゴラで用いた信頼醸成戦略である。それは安全保障の懸念を緩和し敵対者間に信頼を構築することを目的とした。しかし、それは戦闘当事者が合意に達する緊迫感を低めることになった。そして第三は国連がアンゴラでのルサカ和平合意を履行させようとして用いた報酬戦略である。国連は履行局面プランを確立した。まず、国連の平和維持軍は当事者が合意の基本的規定を満たした後でのみ展開されることになった。この戦略は履行プロセスにおいて国連の資源を投資する前に当事者の誠意を証明させるものであった。しかし、それは当事者に高いリスクを取るように求めている。当事者が従わないのは、不誠実よりむしろ恐怖心が働いている場合があるからである⁴⁴⁾。

内戦における和平合意の履行には克服すべきいくつかの問題がある。それには、合意が完全に厳守されていないこと、合意を設計した仲介者とそれを履行しなければならない国連との調整の

欠如、履行に係わるさまざまな国連機関の間の調整の欠如、そして合意がかりいじて履行された後の国際社会の関心の欠如などの問題がある。その中でもその最大の問題がスポイラーの問題である⁴⁵⁾。

2 スポイラー問題

ステッドマンによれば、スポイラーとは、「交渉から現れる和平が、指導者や当事者の権力、世界観、そして利益を脅かすと信じ、そしてそれを達成しようとする試みを実らせないように暴力を行使する指導者や当事者」である。それはならず者である。和平プロセスがスポイラーを生み出す。なぜならば、すべての指導者や党派が和平に利益があると見ることは内戦においてはまれだからである。たとえ和平にすべての当事者が価値を見い出すとしても、全当事者が同時に和平に価値を見い出すことはまれであり、そして当事者は受け入れた和平の条件をめぐって意見が対立している⁴⁶⁾。

和平プロセスの後見人は多様な異なるスポイラー問題に直面する。スポイラーの問題は、第一にスポイラーの位置、第二にスポイラーの数、第三にスポイラーのタイプ、そして第四にスポイラー問題の所在という次元に関して異なる。第一に、スポイラーは、和平プロセスの内か外に存在しうる。内部のスポイラーは、和平合意に調印し、それを履行する意志を示すが、合意の重要な義務を果すことに失敗する。外部のスポイラーは、和平プロセスから排除されあるいは自ら拒否した当事者である。内部のスポイラーは、内密という戦略を用いる。内部のスポイラーは、暴力を行使するという動機を隠しておき、和平プロセスが敵対者よりも有利であるかぎり、それを継続したいと思っている。外部のスポイラーの戦略は、暴力の行使であり、それによって和平プロセスを攻撃する。第二に、一以上のスポイラーの存在が後見人にとって複雑な挑戦となる。一スポイラーを主流から外そうとした行為が逆に他のスポイラーを強めてしまうこともある。第三に、スポイラーは、限定的、全面的、そして貪欲なタイプに分けられる。スポイラーのタイプは、それが追求する目標によっておもに異なり、そしてその目標を達成するスポイラーの関与によって副次的に異なる。限定的スポイラーは、承認、不満の是正、憲法と野党によって制限された権力の分有あるいは権力の行使、そして支持者の安全という限定的な目標をもっている。全面的スポイラーは、全面的な権力と権威の排外的な承認を追求し、変わらない選好を保持している。それらは変化を被らない目標である。貪欲なスポイラーは、限定的スポイラーと全面的スポイラーとの間にある。それはコストとリスクの計算に基づいて目標を拡大あるいは縮小する。そして第四は、スポイラーのタイプにおける変化の可能性の問題である。たとえば、全面的スポイラーが限定的スポイラーになりうるかという問題は、スポイラー行動の所在に左右される。すなわち、それは指導者かあるいは支持者かという問題である。もしスポイラー行動の衝動が指導者から来ているのであれば、その指導者が変われば当事者は変わりうる。支持者がスポイラー行動の所在となることもある⁴⁷⁾。

和平プロセスの「後見人」とは、「和平合意の履行を監督することをその課題とする国際的アクター」である。暗黙的にその役割には、和平の育成と保護そしてスポイラーの管理がある。国際的後見人は、国際機関、個々の国家、あるいは公式ないしその場だけの関係にある第三者である。和平プロセスの後見人は、スポイラーを管理するために、誘因、社会化、そして強制という三つの戦略を追求してきた。第一に、誘因戦略は、和平を妨害する党派の不満を是正する積極的な方策を伴う。後見人は和平プロセスに参加するように促すかあるいはスポイラーの要求を満たして現にある合意への義務を果すよう促す努力をする。第二に、社会化戦略は、和平に関与する内部の当事者かあるいは和平プロセスに参加を求める外部の当事者によって受け入れ可能な一連の行動規範の確立を後見人に求める。これら規範が当事者の要求と当事者の行動を判断する基礎になる。この戦略は、規範的に受け入れ可能な行動を顕在化させるために物的構成要素と知的構成要素をあてにする。物的構成要素によって、後見人はスポイラーに報酬をあたえ罰するアメとムチの提供を注意深く定めるよう求められる。知的構成要素は、後見人によって望ましい規範的行動の価値を定期的に説得することが強調される。規範的規準とは、民主的競争のルールと人権の保護である。第三に、強制戦略は、受け入れられないスポイラー行動を抑止あるいは変更するためのあるいは和平プロセスを崩壊させるスポイラーの能力を削減するための懲罰の行使あるいは威嚇に頼る。強制戦略には、「出発列車」戦略と「撤退」戦略という二つのバリエーションがある。出発列車戦略は、スポイラーの要求と行動は正統ではないという判断と、和平プロセスは逆転できず前に進むという断言を結び付ける。この戦略は、和平プロセスを攻撃するスポイラーの能力を限定しそして和平の当事者を保護する活発な方策を必要とするものである。撤退戦略は、スポイラーが和平プロセスの間に国際的なプレゼンスを欲していると仮定している。この戦略は、和平プロセスから国際的支援と平和維持軍を撤退させると脅してスポイラーを罰することを目的にしている⁴⁸⁾。

もしスポイラーのタイプの正確な診断ができれば、全面的、限定的、そして貪欲なスポイラーに対して、それぞれどのような戦略を後見人はとればよいのだろうか。第一に、全面的スポイラーを管理するには、武力行使と出発列車戦略が適切である。後見人は全面的スポイラーを打ち破るために武力行使をしたがらないために、後見人は和平支持の当事者を強化すべきである。出発列車戦略は、和平支持の当事者を正統化し、スポイラーを非正統化できる。第二に、限定的スポイラーは、その要求が他の紛争当事者に受け入れ可能であれば、和平プロセスに加えられる。誘因戦略は、限定的スポイラーを管理するための適切な戦略である。しかし、この戦略はすでに和平に関与してきた他の当事者によって確立されたバーゲニングの範囲に左右される。誘因戦略によって限定的スポイラーの要求が調整できなければ、後見人は社会化かあるいは強制という戦略を選択する。武力の威嚇あるいは行使は限定的スポイラーによって暴力の対抗的なエスカレーションを誘発しかねない。第三に、貪欲なスポイラーは、社会化という長期的な戦略を必要とする。なぜならば、貪欲なスポイラーは、全面的スポイラーではなく、それを和平プロセスにもってくる可

能性があるからである⁴⁹⁾。

スポイラーのタイプの正確な診断は、スポイラー管理の適切な戦略の選択にとって決定的に重要である。しかし、後見人がその正確な診断をすることは難しい。「和平プロセスの不確実性、複合性、そしてあいまいさ」という「平和創造の霧」の中に後見人はいるからである。後見人が不確実性に対処するために使う「いくつかの組織的ルール、信念、そして枠組み」が貧弱な診断と極端な場合スポイラー問題の回避の一因となる。このような「組織的な目隠し」には、次の五点がある。第一に、個々の国家とスポイラーとの間の以前の関与がスポイラーの意図と行動を正確に解釈することを妨げる。たとえば、それは米国政府とアンゴラ全面独立民族同盟（以下UNITAと略す）の指導者サヴィンビの関係である。アンゴラ政府とUNITAとの和平合意後の1992年に国政選挙と大統領選挙が行われたが、サヴィンビはその結果を拒否し攻撃を再開した。米国はサヴィンビのパトロンであり、その関係がサヴィンビに対して攻撃的政策をとろうとした者への影響力を束縛した。第二は組織の原則である。スポイラーの意図と行動を解釈しそして有効な反応を形成する組織の能力は、その原則によって拘束される。たとえば、中立、公平、そして同意という原則に従って国連平和維持軍がスポイラーの行動に挑戦しないのであれば、それが片寄っていると犠牲者から見られる恐れがある。第三は後見人が複雑さと不確実性に直面してその目標と成功の基準をひとつの重要な業績、すなわち「聖杯」に再定義する傾向である。たとえば、国連は選挙を実施するために和平合意の多様な構成要素への関与をたいてい止めにする。第四が組織の利益である。すなわち、後見人はスポイラーを認識し有効に管理することを組織の最も重要な利益によって妨げられる。そして第五が組織の役割である。仲介者と国連特別代表にはその役割があるという考えは、スポイラーの意図の証拠を解釈するうえでの目隠しとなりうる。仲介者と国連特別代表は、合意を達成しようとする当事者の基本的意志を確認する証拠を求めて、一方の当事者が和平を完全に拒否するかもしれないという証拠を無視しがちである⁵⁰⁾。

スポイラー管理を適切な戦略をもって対処することは難しい。しかしながら、外部からの正統化が次の二点に関してスポイラー管理の不可欠な部分であるとステッドマンはいう。第一に、それは、国内紛争の解決は当事者自身から来るべきだという格言に背く。国内紛争の管理の成功は、どちらの要求と不満が正統でありそして正統でないかに関して、外部のアクターが進んで味方することから結果として生じる。第二に、外部のコンセンサスが一貫した広範な戦略と共に使用されるならば、規範の基準を設定することは紛争管理の有効な道具となりえる⁵¹⁾。

第三者には、交渉における仲介者としての役割だけではなく、和平合意の履行においても、後見人の役割による強力かつ広範な役割を果すことが求められている⁵²⁾。なぜならば、和平合意の履行局面においても、「紛争の継続」があるというリアリスト的な認識がそこにあるからである。逆にいえば、このような第三者の強力な支援を必要とするほど、和平合意の履行においてもなお「紛争の継続」という問題が解決できていない。

3 和平合意と国家再建プログラム

和平合意の履行局面には、すでに述べたように、当事者がそれをどう履行するかあるいは後見人がそれを当事者にどう履行させるかという問題がある。しかし、それ以前に、和平プロセスにおいて和平合意の内容をめぐる当事者間の対立がある。この問題をどう対処するかで国家再建の方向性も決まることになる。

この問題をP. ベーカーは、「紛争管理者」と「民主化促進者」の対立として次の八点にわたって説明する。ベーカーによれば、第一に、紛争管理者は、交渉を妨害する者を中和させるために包括的になる傾向がある。民主化促進者は人権攻撃した者を罰し一掃しようと排外的になる傾向がある。紛争管理者は、「悪いやつ」を見守り、パワー・シェアリングの取り決めの一部にさせたいと思っている。民主化促進者は、「悪いやつ」に対して説明責任を求めそして「悪いやつ」を権力から排除しようとして、「悪いやつ」をそれに参加させたくないと思っている。第二に、紛争管理者は、和平の主要な目標として和解を強調する。民主化促進者は、和平の主要な目標として正義を強調する。第三に、紛争管理者は、指導者間の個人的な信頼を築くためにプラグマティックな信頼醸成のステップに焦点を当てる。民主化促進者は、システムにおける信頼を構築するために法の支配を制度化する原則に焦点を当てる。第四に、紛争管理者は、過程に集中し、それは対話の促進と暴力の停止を強調する。民主化促進者は、結果に集中し、立憲主義と政治的市民的権利を強調する。第五に、紛争管理者は、紛争における社会の特定の文化価値の重要性に注意をあてる。民主化促進者は、国際社会の普遍的価値と基準に注意をあてる。第六に、紛争管理者は、交戦者を道義的に同等とみなし、交戦者に責任をとらせない。民主化促進者は、人権の擁護者を自認し、交戦者に道義的に責任をとらせる。第七に、紛争解決は交渉可能であると紛争管理者は主張し、正義は交渉できるものではないと民主化促進者は主張する。そして第八に、紛争管理者は、有効な仲介の必要条件として外部アクターの政治的中立性を主張する。民主化促進者は、外部の仲介者は道義的に中立であることができず、民主主義と人権に味方する者を支持し、その側に立つべきであると主張する⁵³⁾。

現実にはこのような単純な対立関係はない。政策的には先に紛争管理を行い次に民主化を推進すべきであるというリアリスト的な論理も成り立つ。しかし、この論理は民主主義が長期的に根を下ろすために必要な条件を蝕む恐れがある。特に、紛争管理が「和平第一」に追求することは、敵対的非妥協的な当事者の協力を確保しようとして、人権侵害を見逃すことになる。選挙の施行に関しても、「和平第一」の論理からすれば、停戦が適切に行われ両サイドが武装解除するまで選挙は延期されるべきものである。しかし、武装集団や政府は、選挙で勝ち目があると確信するまでたいてい進んでは武装解除しない。長期にわたりあるいは何度も選挙を延期することは、非妥協的な当事者が、民主化プロセスをハイジャックし、あるいは選挙のタイミングを支配することによって投票で不公正な有利さを築くこととなる。これを「平和対民主主義のディレンマ」⁵⁴⁾とE. バートラムはいう。

このディレンマによって当事者による国家再建は困難をきわめる。さらにこの困難さもさることながら、国家再建は、当事者による選択よりも、所定のプログラムによって規定されている場合がある。それゆえ紛争や対立が激化することがある。冷戦後の世界においてその傾向はいつそう顕著である。国家再建プログラムとは、R. パリスが「市場民主主義」と呼ぶものであり、それは、「リベラル民主政体と市場志向経済」を意味し、「国家間と国家内の平和の最も確かな基礎」をもたらすと仮定されている⁵⁵⁾。民主主義や資本主義の拡大が平和をもたらすという理論がある⁵⁶⁾。しかし、パリスは市場民主主義は紛争や競争をもたらすと主張する。パリスによれば、第一に、民主主義は、対立する利益が暴力的になる前に、平和的な政治制度によってそのはげ口を見い出すことで、その対立の先鋭化を制限するために利益の対立を公的に表明することを奨励する。しかしながら、現存の制度によってはげ口を見い出すことができない要求を政治活動が出すとき、民主主義に問題が生じる。たとえば、それは市民団体が広範な公共善の関心を犠牲にしてその構成員間の偏狭な排外主義を助長する環境である。こうした環境で、政治活動を奨励することは、住民を多くの別々の潜在的敵対的共同体に分解させる。社会がこのように分断されているとき、選挙を実施することは、社会的差異を強化しそして安定的な民主システムを確立しようとする目的に反するものとなりうる。野心的な政治家が支持者をつくろうと集団間の差異を故意に利用としようとする場合は特にそうである。アンゴラ、ルワンダ、そしてボスニアにおいて、選挙が分断を悪化させそして安定的な和平の展望を減退させた。パリスの主張は、民主主義が暴力的であるというものではなく、民主主義の敵対的政治が分断された社会において対立と紛争を激化させるというものである⁵⁷⁾。

第二に、パリスは資本主義も紛争を助長するという。なぜならば、資本主義は、国内の富のより大きなシェアを競う貪欲な競争者からなる社会を想定しているからであり、また、憤りや対立を歴史的にあおってきた経済的不平等を生み出すからである。富の過度の不平等な配分は、経済発展のレベルをとわず、暴力的政治紛争と強く結び付いているように見える。先進国は福祉政策によって所得の再配分を行っている。しかしながら、開発途上国では、経済の自由化によって市場システムを機能を生み出させようとする試みは、配分の不平等を拡大する結果になっている。長期的に安定的な経済成長の処方箋として経済自由化を推進する構造調整プログラムは、短期的には経済的苦難と政治的不安定に導くかもしれない。さらに、経済の自由化政策は民主的システムを確立する努力をたいてい蝕むものである。なぜならば、歴史的な証拠が示しているように、所得の不平等は現存の民主制の崩壊と強く結び付いているからであり、そして自由化政策は民主化運動の核をなす都市集団に高い物価を強要するからである。経済自由化政策は、「戦争で粉砕させた社会」を他の開発途上国よりもいつそう困難な状態にする。戦争で粉砕させた社会は、ヨーロッパ諸国が何世紀も要した民主主義と市場経済に数年でなることを期待され、壊れやすい政治環境でこの途方もない課題を成し遂げなければならない。要するに、パリスは、政治的経済的自由化は、内戦で粉砕させた社会を内在的に混乱させ破壊的なものになると主張する⁵⁸⁾。

和平プロセスにおける国家再建局面において、内戦で粉砕させた社会に政治的経済的自由主義のプログラムを適用することは、紛争を激化させる。リベラリズムが利益の調和を仮定しているにもかかわらず、国家再建プログラムの適用は逆に利益の対立をもたらす。これは、リアリズムから見れば、国家再建局面においても「紛争の継続」があるというリアリティを欠如しているといえる。しかし、「和平第一」のリアリズムの論理では、「平和対民主主義のディレンマ」から脱することはできない。こうした矛盾する和平プロセスをリアリズム自体が推進している。

IV アルーシャ和平プロセス

1 ルワンダ紛争

ここで問題にするルワンダ紛争とは、1990年10月から1993年8月までの諸外国の介入を伴う国内紛争をいう。ただし、ルワンダ紛争は、ルワンダ難民が組織したルワンダ愛国戦線（以下RPFと略す）によるウガンダからの侵攻によって始まった。ルワンダ紛争はその点で国内の当事者間による内戦とは異なる。しかし、ルワンダ紛争はルワンダ国内のツチとフツの関係にその起源があると考えなければ理解できない。そしてその和平プロセスは国家間の和平プロセスではなく内戦のそれであった。

ルワンダ紛争は、1992年7月に開始され1993年8月に終わったアルーシャ会談によって一応終結した。その和平合意がアルーシャ協定である。アルーシャ会談は、交渉による解決の「教科書的仲介」⁵⁹⁾の事例である。アルーシャ会談は「成功」であったにもかかわらず、アルーシャ和平協定の履行局面で「失敗」した。この和平プロセスは和平締結後の履行段階で破綻し、その後の1994年にジェノサイドに至った。これは、和平プロセスの「成功」ゆえにその履行に「失敗」した事例といえる。はじめにルワンダ紛争はどのような経緯で生じ、さらにアルーシャ会談をなぜ「教科書的仲介」ということができ、そしてアルーシャ協定がなぜ破綻しジェノサイドが生じる事態になったのかを検討していく。

ジェノサイド以前ルワンダの人口は700数十万人で、その民族構成は、フツ、ツチ、そしてトゥワからなり、人口比はそれぞれ、84パーセント、15パーセント、そして1パーセントであった。ルワンダの国土は狭くその人口密度はアフリカで最高であった⁶⁰⁾。ルワンダの一人当たり実質GNPは680ドルであり、ルワンダは最貧国のひとつであった⁶¹⁾。

歴史的にはルワンダの政治はツチ支配の歴史である。しかし、武内進一によれば、ツチ王朝は、14世紀末までさかのぼれる系譜をもつが、現在の国境にその版図が拡大したのは19世紀半ばのルワブギリ王の治世下のことにすぎない。ルワブギリ王は、版図の拡大と同時に統治体制を強化した。庇護と引き換えに貢納関係が始まった。この関係はツチ内部のものであり、植民地になるまでツチとフツの関係はそれほど明確ではなかった。ツチとフツの境界の強化は、ルワンダが1898年にドイツに植民地にされたことにより、そして特に第一次世界大戦後ルワンダ王国の

支配体制を利用したベルギーの間接統治によって大きく影響した。ベルギーは、「ツチがフツを支配する」体制だと理解し、ツチとフツの明確な規準などないにもかかわらず、ルワンダ人をツチとフツに区分し、それを身分証明書に記載させようとした。1930年代に牛を10頭以上所有する者をツチと見なす恣意的な規準がとられた。ベルギーは、ツチだとされた人々を「支配層」とし、国家機構の中枢に据え、教育面でも優遇した。植民地後期にツチとフツの間に厳然たる境界が引かれ、政治経済的格差が形成された。「ツチでない者」「差別された者」としてフツ・アイデンティティが広汎に共有されていった。ツチとフツの二集団が独立に向かう過程で政治的に動員され、両者は1959年に武力衝突した。そして1961年に住民投票によってツチ王制が廃止され、1962年にフツ主体のルワンダ共和国が誕生した⁶²⁾。

独立後の政権は初代大統領のカイバンダと南部出身のフツ・エリートによって担われた。1973年にクーデターで政権を奪取したハビヤリマナ第二代大統領はその出身地の北部フツのための政権をつくった。ハビヤリマナ大統領は、開発・国民革命運動（以下MRNDと略す）を唯一の政党として政権を運営した。ハビヤリマナ大統領は、政権の汚職と腐敗によって1980年代半ばには国民の支持を失い始めていた。1989年に降経済状況は悪化し、1990年に構造調整計画の受け入れがそれに追い討ちをかけた。クライアントへの配分減少、食糧不足、ブルンジからの難民流入、そしてマラリアの蔓延などで、国民生活は極端に悪化し、ハビヤリマナ政権の基盤は揺いだ。国民や諸外国からの強い民主化要求の結果、1992年に複数政党制が導入された。そしてハビヤリマナ大統領は、1992年4月に移行政府を形成し、北部以外のフツからなる野党民主共和運動（MDR）出身のンセンギヤレミエを首相に指名した⁶³⁾。

ルワンダ紛争は、1990年10月1日にウガンダからツチ主体のRPFがハビヤリマナ政権打倒と全難民の帰還を求めて侵攻したことに始まる。これら難民は、1959年、1963年、そして1973年に行われたツチに対する恒常的な迫害や虐殺によって生み出されたものである⁶⁴⁾。ツチ難民はウガンダだけでも70万人、そして世界全体では約100万人いたと推計されている。RPFの初期の侵攻は、フランス、ベルギー、そしてザイールからの数千もの軍によって封じ込められた。しかし、RPFはウガンダから侵攻を続けルワンダ政府軍と交戦を続けた⁶⁵⁾。

2 アルーシャ会談

アルーシャ会談は1992年7月12日に開始された。しかし、それ以前にアルーシャ会談に導いた事前交渉がルワンダ紛争勃発後ただちに行われた。ルワンダ紛争に外交的にすばやく反応したのはベルギーであった。ベルギーは、首相を含むハイレベルの派遣団を送り、ルワンダの隣国とアフリカ統一機構（以下OAUと略す）が介入する基礎をつくった。地域的努力には、停戦会談と一連のサミットの後援が含まれる。これらサミットは、ルワンダ、ブルンジ、そしてザイールをメンバーとする大湖地域諸国経済共同体の元首によって主催され、そしてサミットにはウガンダ、タンザニア、OAU、そして国連の参加も含まれた。ザイールのモブツ大統領が、その軍

の介入にもかかわらず、仲介者に選ばれた。武力を監視する中立軍事監視グループ（NMOG）が生み出され、ルワンダの難民問題に関するダルエスサラーム宣言が、1991年2月19日に調印された。これは、サミットが達成した重要な成果であり、後のアルーシャでの難民の交渉に関する基礎を成した。サミットの会談の焦点は、停戦交渉に移り、3月29日にザイールのンセレでルワンダ政府とRPFによって停戦合意が調印された。しかし、その調印直後、ルワンダ軍がRPFの陣地を砲撃し、戦闘はその後数カ月続いた。次の停戦合意が、9月16日にザイールのガボリテで調印された。中立軍事監視グループの軍事的リーダーシップはザイールからナイジェリアに移り、そして仲介者の役割もモブツ大統領からタンザニアのムウイニ大統領に移った⁶⁶⁾。

しかし、アフリカ諸国のイニシアティブは有効ではなく、一連の停戦は失敗であった。アルーシャ会談に導いたのは米国とフランスの介入であった。1992年1月にパリで会談が行われたが、米国とフランスの介入は低レベルのものだった。その後米国のアフリカ担当国務次官補のコーエンが関与するようになった。コーエンは、5月8日から9日までの間に、ウガンダのカンパラで、ウガンダのムセビキ大統領とRPFの代表と会った。その会談で、戦争はルワンダ経済を徐々に崩壊し、そしてRPFが北部の小さな飛び地以上のものを得ることは望み得ないとすれば軍事的解決は不可能であるとコーエンは主張した。さらに、コーエンはムセビキ大統領に、難民問題の交渉による解決はウガンダの負担を軽減しそしてその敵対者のハビヤリマナ大統領に損害をあたえると主張した。ムセビキ大統領は、米国がフランスのようにウガンダを紛争の原因と見ないことに喜び、RPFにその影響力を行使すると誓った。RPFは、交渉に興味を示したが、ルワンダ政府がその帰還権の承認を拒否していると強く主張した。コーエンは、5月10日から11日までの間にキガリで、ハビヤリマナ大統領と野党の代表者と別々に会った。ハビヤリマナは、RPFがウガンダ人以外の何ものでもないとその承認を拒否したが、帰還権問題を考慮する意志を表明した。コーエンと野党の代表者との議論は、将来の交渉にとって重要な二点を強調した。それは、野党の代表者は変化にオープンな真の改革者であること、そして野党の代表者は、以前のツチ支配に後戻りするのではないかとRPFを深く疑っていることであった。コーエンは交渉の約束をせずキガリを去ったが、会談は差し迫っていると感じた。6月20日にパリで、フランスのアフリカ・マグレブ問題局長のディジュとコーエンは、ウガンダのスセモゲレ外務大臣とRPFの代表と会い、会談の開催を強く促した。特に、コーエンは、RPFが暫定政府樹立のためにはその前提条件としてハビヤリマナの辞任を求めていることに関して、その要求を取り除こうと圧力をかけ、そしてウガンダにRPFに圧力をかけるよう要求した。そのために、コーエンはウガンダに援助の撤回という暗黙の威嚇を行った。6月の会談の後、ルワンダ政府とRPFは、OAUの後援もとタンザニアのアルーシャで包括交渉のための会談に合意した⁶⁷⁾。

しかし、1992年7月から1993年8月までのアルーシャ会談の間にも交戦がおこなわれた。1992年10月に、ハビヤリマナ大統領が交渉プロセスから後退し、1993年2月にルワンダのツチ人虐殺をきっかけに、RPFが侵攻しその支配地を二倍にし、キガリまで25キロ

にまで近づき、そして国内の避難民が100万人に及んだ。これがハビヤリマナをもう一度和平交渉のテーブルにつかせた。新たな停戦のもと、RPFは2月以前の位置への撤退に合意した。小規模な国連の平和維持軍 (UNOMUR) が展開することになった⁶⁸⁾。

アルーシャ会談を「教科書的仲介」の事例と呼ぶに値する条件があった。第一に、紛争が交渉のための「熟成した時機」にあった。それも紛争が1993年には「相互に傷つく状態」にあった。ルワンダ政府とRPFはともに、1990年から1992年まで、戦闘の継続によって得られる有利さがあると感じていた。しかし、緒戦の勝利の後、政府はRPFを軍事的に敗れることができると思っていたが、1992年までに軍事的勝利が遠退いたように思っていた。そして経済危機が政府にかなりの圧力をかけた。政府は、交渉による解決なしに状況はすぐに悪くなるだろうと認識した。その理由は、RPFが軍事的な利得を得ており、そして国際社会が経済援助を減らすと脅していたからである。RPFは、緒戦の敗北の後、交渉の地位の改善に興味をもっていた。しかし、RPFの指導者は、戦場での勝利の可能性はないこと、そして交渉の必要があることを理解していた。1993年6月には、RPFは国連平和軍の展開によってウガンダからの供給が妨げられることを恐れ、そしてさらなる軍事的前進は政府への軍事援助を拡大させるようにフランスを挑発して逆効果になることを知っていた。RPFの長期的な戦略は、武力ではなく交渉によるキガリへの帰還であった⁶⁹⁾。RPFも、1993年の時機には、さらなる軍事攻撃もできず、交渉による解決なしには状況が悪くなるがけっぶちに立たされていた。

第二に、仲介者は「熟成の時機」が来るようにアメとムチとのてこ作用を行使した。交渉においても仲介者はてこ作用を十分に行使した。交渉中の1993年に、米国はアメとしてルワンダに、民主化の継続、人権の尊重と法の支配、そして暴力の減少を条件に、2000万ドルの経済援助を申し出た。逆に、ルワンダ政府がそれに従わないのときは、ムチとして人道援助を除き停止し上限を600万ドルにするとした。国際通貨基金と世界銀行は、さらに進んで、全援助を停止するとした。欧州連合議会は全加盟国が農業信用を差し控えるよう勧告した。ベルギーは、民主化が追求されないならば、毎年の約3000万ドルの援助を停止すると脅した⁷⁰⁾。仲介者のてこ作用がハビヤリマナに妥協を受け入れさせるように仕向けた。

第三に、タンザニア外交官でそのOAU大使のムプングウェはアルーシャ会談において仲介者としてそのてこ作用を用いただけでなく「問題解決」能力も発揮した。ムプングウェの交渉における指導原理は、当事者間の信用と信頼を確立する必要性であった。このために、ムプングウェは、最も困難ではない問題点から最も論争的な問題点を分けた。停戦がはじめに確立し、新しい政治秩序を明らかにする法の支配に関する議論がそれに続いた。次に、移行政府におけるパワー・シェアリングの取り決め、そして最後に、軍の統合問題に取り組んだ。問題となる問題点を解決するために、ムプングウェは多様な方策を用いた。まず、会談が論争的になるときはいつでも、当事者を分け、媒介者として機能するために近距離交渉を行った。てこ作用を応用して、ムプングウェは、タンザニアが仲介から撤退すると脅した。その脅しはタンザニアが地域で唯一中立で

あったためにかなりの重みをもった。ムプングウェは、特定のデッドラインまでに解決に達するように条件付けて当事者にてこ作用を行使した。ムプングウェは、国際社会や地域諸国に外交的・経済的圧力を使うようにアピールした。最後に、合意がひとたび達成すると、それを発表する前に、国際社会による直接の承認を調整して関与を強めた⁷¹⁾。ムプングウェは、当事者が交渉による解決に恐怖を感じさせないように交渉を進め、そして「問題解決」における三つの問題に取り組んだ。第一に、統治のルールに関して、パワー・シェアリングを取り決め、第二に、内戦から和平への移行に関して、軍の統合問題に取り組み、そして第三に、国際的な監視に関与させようと注意を払った。

アルーシャ会談は、「仲介の教科書」のとおりに行われた「成功事例」であるといえよう。しかしながら、内戦の交渉による解決の理論が特に注意していない問題がアルーシャ会談にはあった。それは、ルワンダ政府内部の問題である。ステッドマンは、ハビヤリマナとその旧支持者の関係のように、指導者と支持者の問題を指摘しているが、一方の当事者の内部の問題を指摘していない。その問題とは、RPFが規律があり組織化されていたのに対して、ルワンダ政府は分裂していたことである。ルワンダ政府の代表団は、ハビヤリマナのMRNDと、野党の民主共和運動、社会民主党、そして自由党から構成されていた。政府の代表団は、フツ内部の権力争いと同時にツチとの交渉をしなければならなかった。ハビヤリマナは、穏健派と強行派との間で揺れていた。野党は明確な一貫した目的がなかったが、その多くは純粋な改革者であり、ハビヤリマナの解任などのRPFとの共通の目標をもっていた。しかし、野党は、RPFに疑念をもっており、その懸念はRPFの侵攻によって深まっていた⁷²⁾。RPFは、政府との交渉による解決を視野に入れていたのに対して、政府の外部だけではなく、政府内部にもRPFとの交渉自体を否定する強行派がいた。それが交渉による解決をいっそう困難なものにした。

3 アルーシャ協定

アルーシャ協定は1993年8月に調印された。OAUの後援のもと、タンザニア大統領のムウイニとムプングウェが、ルワンダ政府とRPFとの会談を促進した。ブルンジ、ウガンダ、そしてザイルという地域諸国からのオブザーバーと、フランス、ベルギー、ドイツ、米国、そしてセネガルという国際社会からのオブザーバーがさまざまなセッションに出席した。会談で繰り返されたテーマは、ハビヤリマナ体制と野党の緊張であった。ハビヤリマナは何度も外務大臣のングリジラが合意した交渉の打開策を拒否した。それは、ハビヤリマナの権力と与党のMRNDの影響力を削ぐものだったからである。最終的な議定書のパッケージは次のようなものであった⁷³⁾。

- ・ンセレ停戦合意の修正（1992年7月12日）
- ・法の支配の原則と創造（1992年8月18日）
- ・パワー・シェアリング、（RPFを含む）移行政府の拡大、そして移行議会の創造

(1992年10月30日と1993年1月9日)

- ・難民と国内流民の再統合 (1993年6月9日)
- ・国家統一軍の創造 (1993年8月3日)⁷⁴⁾

これら議定書に関する交渉で、最も争点になったのが、新しい政府づくりと国家統一軍の創造に関してであった。これら合意の基礎を成そうとしたものが法の支配であった。RPFと野党は法の支配の問題を国の不安定の根源と見ていた。法の支配の議定書は、表現の自由や生存権を含む根本的な権利の確立をめざした。RPFが強調したことは多元主義であった。それは、複数政党制のみならず、論争や対話を可能にする政治文化である。そしてRPFは、ルワンダ人は不可分であり、そしてエスニシティによってアイデンティをもつべきではないと強調した⁷⁵⁾。

新しい政府づくりと移行政府に関する交渉は、結果として三つの主要な要素に合意した。第一は、過激派の共和国防衛同盟 (以下CDRと略す) の排除である。第二は、大統領から議会への政府権力の移行、それは、MRNDを少数派に追いやることを意味した。そして第三に、多数決投票は、コンセンサスのルールの言及にもかかわらず、四政党の協力を必要とすると定義された。選挙は移行期間の終了後に行われると規定された。委員会が新憲法を起草し、それは国民投票によって承認されるものとされた。しかし、ハビヤリマナは議定書を「紙切れ」と呼び、交渉中の11月15日、その支持を撤回した。パワー・シェアリングに関して、ムプングウェはRPFにCDRの政府参加を説得した。しかし、RPFはそれに対して絶対的に非妥協的態度をとった。その理由は、その過激派がルワンダを苦しめる根源であり、そしていかなるパワー・シェアリングも破壊しようとするからであった。RPFによれば、それらをコントロールする最も良い手段は、移行政府のすみやかな履行とその扇動をチェックできる保安軍の統合であった⁷⁶⁾。

タンザニアの仲介者は、協定がハビヤリマナに対する陰謀ではなく、自由選挙によって公平な機会が保証されるとその支持者を励ました。しかし、ハビヤリマナは新たな移行政府における権力の配分を変えようと野党を操作し始めた。強硬派がその排除に暴力的に反発した。1月下旬に、300人以上のツチを殺すバゴウェ虐殺が行われた。RPFが2月に侵攻した。その攻勢がRPFの領土を二倍にし、そして劇的にその優越性を誇示することでRPFに軍の統合に関する交渉に入らせた⁷⁷⁾。

交渉による解決の理論で指摘されているように、その最も困難な課題が軍の統合である。アルーシャ交渉においてもそれは同様であった。そこで問題となったのは、新たに統合される軍において得る比率であった。ルワンダ政府はエスニックの人口比率から80対20を主張し、RPFは50対50を主張した。ムプングウェは、両者の安全保障の懸念を和らげることに努め、法の支配を強調しエスニシティの重要性を強調しなかった。解決のための案は、保安軍を水平的垂直的に統合するものであった。水平的バランスは、軍のコントロールをMRNDに与え、そして憲兵隊のコントロールをRPFに与えることで達成した。垂直的チェックは、司令官レベルでの二つの最高級士官は対立する側の出身とすべきであることを必要条件に制度化された。たとえば、司

令官がルワンダ国軍の出身ならば、副司令官にはRPFの士官になる。最終的な解決は、指揮統制を50対50に分け、軍勢の構成において政府に60対40の有利さを与えた。ハビヤリマナはそれを拒否しングリジラ外務大臣を更迭した。RPFはハビヤリマナに怒り、軍勢レベルの代表の増加を要求した。ムプングウェヤオブザーバーのロビー活動により、RPFは初期の位置にもどった。1993年8月3日にハビヤリマナとRPF議長のカニャレンゲエが最終合意に調印し、和平合意が達成された⁷⁹⁾。

4 アルーシャ協定履行の失敗

1994年4月6日、ハビヤリマナとブルンジ大統領ンタリヤミラを乗せた飛行機がキガリに着陸しようとしていたときそれは撃墜された。それ以後7月にRPFがルワンダを制圧するわずか3カ月の間に、フツ過激派によってジェノサイドが行われた。アルーシャ協定は履行されず失敗に終わった。その結果80万人から100万人のツチやフツ穏健派が犠牲者となった⁸⁰⁾。しかし、その履行期間として、1993年8月から1994年4月までの実質的な時間があった。では、その履行はなぜ失敗したのだろうか。

アルーシャ協定の履行を失敗させジェノサイドに至らせた要因にはさまざまなものがある。第一に、フツ過激派の存在がある。それは、もともとハビヤリマナの支持者であり、交渉と履行局面において、軍と政府の行政機関を支配していた。その中でも、アカズ(akazu)は、強行派の核を形成し、そして軍、CDR、そしてMRNDにおいて支配的地位にあるメンバーであった。過激派はアルーシャ会談中にすでにジェノサイドの準備をしていた。第二は、ミルコリンヌ自由ラジオ・テレビ(RTLM)によるメディア・キャンペーンである。それは、憎悪と恐怖を刺激し、フツ大衆の間にエスニックの分裂の種をまいた。第三は、1993年10月21日にブルンジで始めてフツの大統領となったンダダエがツチ過激派に暗殺され、それを契機に5万人が虐殺され、30万人がルワンダへの難民となったことである。これに対する国際的反応がなかった。ルワンダでは、このクーデターによってフツ過激派は、アルーシャの妥協への反感を強め、ツチ・エスニック問題の最終的解決としてツチの絶滅を唱えた。第四は、野党内の分裂である。ハビヤリマナは、この分裂を利用し、野党の同意がないとして移行政府の履行の遅れを正当化した。第五に、国連ルワンダ援助ミッション(以下UNAMIRと略す)に問題があった。それが完全に展開したのは、1994年2月であり、和平合意が調印されてからの約半年の間の緊張と不確定の期間をつくった。しかもその装備は貧弱で基本的な戦闘手段も欠いていた。そして第六は、ハビヤリマナへの国際的地域的圧力である。これにより彼もまた「囚人」となり、そしてすぐに過激派の犠牲者となった⁸⁰⁾。アルーシャ協定の履行を失敗させた要因は多様である。これらの要因を考慮に入れながらも、特にその中でスポイラー問題と国家再建プログラムの問題を取り上げる。

はじめに、スポイラー問題について検討するならば、第一に、事前交渉からアルーシャ会談、そして合意に至るアルーシャ和平プロセスにおけるスポイラーとはどのような存在であったのか。

アルーシャ和平プロセスには、ハビヤリマナとCDRというスポイラーがいた。和平合意を調印したハビヤリマナは内部のスポイラーであり、和平プロセスから排除されたCDRは外部のスポイラーであった。スポイラーの数は二であった。新たな政府のもとで権力の保持をめざしたハビヤリマナは限定的スポイラーであり、それを拒否し排除しようとしたCDRは全面的スポイラーであった。スポイラー行動の所在はハビヤリマナの支持者にあった⁸¹⁾。

アルーシャ合意の誤りは、アルーシャ和平プロセスからCDRを排除したことではなく、それに対処する適切な戦略とその診断を後見人が欠いたことであるとステッドマンは主張する。すなわち、そもそも仲介者も後見人も調整され統一したアプローチを過激派にとらなかった。国連やフランスなどの仲介者と後見人は、一つの声をもって話をせず、信頼性のある脅しと約束ができなかった。ハビヤリマナが限定的スポイラーであれば、合意を履行するように誘因戦略がとられるべきところを、国連は合意を履行しないのであればUNAMIRを撤退させると脅す強制戦略を用いた。ハビヤリマナはCDRをコントロールできず、それゆえ撤退戦略はCDRへのてこ作用として機能しなかった。それは全面的スポイラーであるCDRには不適切であった。合意を反故にしたかったCDRにとって、UNAMIRの撤退は懲罰にならず、むしろそれは後見人が和平への関与を欠くというシグナルになった。国連は、その「組織的目隠し」にもよるのだが、貧弱な診断しかできなかった。スポイラーが一ではなく二いたことを見抜けず、ハビヤリマナが限定的スポイラーでありCDRが全面的スポイラーであるというそのタイプを誤診し、そしてスポイラー問題の所在がハビヤリマナではなくその支持者にあることを診断できなかった。国連の「組織的目隠し」になったものは、第一に、CDRと大統領警備隊に対するフランスとの以前からの関係、第二に、UNAMIRが国連平和維持軍の原則に従ったこと、第三に、内戦を終結させ和平合意を履行させるという「聖杯」にその目的を集約させたこと、第四に、国連の活動が現状の許す範囲で行われたために、コストがかかり危険をとまなう活動を必要とするという情報を得ても、組織の利害を優先しそれを無視したこと、そして第五に、国連の役割に固執してCDRという全面的スポイラーの意図に盲目であったことである。1994年4月のジェノサイドを回避できる唯一の戦略は、より大規模で積極的な平和維持軍、過激派による暴力行使に対する明らかな信頼性ある威嚇、そして和平プロセスの攻撃能力を減らすことで過激派の牙を抜くことによって、穏健派フツ、RPF、そしてハビヤリマナという和平支持の当事者を結び付ける戦略であった⁸²⁾。いうまでもなく、この戦略は実施されなかった。

次に、ルワンダの国家再建プログラムの問題とは、その政治的自由化とそれに課された経済自由化の問題である。これら国家再建プログラムは、アルーシャ協定が締結される以前の和平プロセスにおいてすでに実施されていた。第一に、政治的自由化は、1992年に複数政党制の導入と移行政府の形成によって不完全ながらも実現した。複数政党制の導入の結果、ハビヤリマナと野党の関係は、北部フツと南部フツの対立関係もからみ、敵対的分断的なものになった。アルーシャ協定には、「勝者総取り」の選挙ではなく、パワー・シェアリングが取り決められていた。

パワー・シェアリングの協定は、ルワンダのように破綻寸前で紛争に悩まされている国家において、「長期的な民主化と両立しうる唯一達成可能な短期的目標」⁸³⁾と考えられている。しかし、フツの多数派は、パワー・シェアリングの結果として権力を失うことを恐れ、そしてRPFが国内政治における正統な参入を利用しそしてクーデターを実行するために新たな国軍における足場を利用すると恐れた。フツの多数派は、権力の移管を「ゼロ・サム」あるいは「勝者総取り」の態度で受け止めていた⁸⁴⁾。パリスは、政治的自由化のための計画は、当事者間の和解を促進するのに失敗しただけではなく、権力を失うとの展望をもつフツ一派を脅すことによってジェノサイドを誘発したと主張し、さらに言論の部分的自由化がそれを促す要因になったと指摘している⁸⁵⁾。

第二に、ルワンダの経済的苦境は国際的国内的な経済自由化の帰結であった。国際的な経済自由化の一環として、国際コーヒー機構の輸出割り当て制度が1989年7月に撤廃された。1989年5月から12月のわずかな間にコーヒー価格が50パーセント以上も下落した。世界銀行は、他の開発途上国に対する経済自由化政策と同様に、マクロ経済改革と自由市場への転換を勧める構造調整計画をルワンダ政府に指示した。それを実行するために、貿易の自由化と通貨切り下げ、農業補助金の撤廃、国家コーヒー安定化基金の段階的撤廃、国营企業の民営化、そして公務員の解雇という通常の処方箋が用意された⁸⁶⁾。

内戦開始直後の1990年11月に、主力輸出品であり主要な財政収入のコーヒー輸出を押し上げるために、ルワンダ・フランが50パーセント切り下げられた。それは戦争で荒廃した経済を建て直す手段として国民に示された。それは逆に内戦を悪化させる結果となった。安定していた消費者物価指数は、1989年に1.0パーセントだったものが、1991年には19.2パーセントも上昇した。国際収支も劇的に悪化した。国家機構は混乱し、国营企業は倒産に追い込まれ、そして公共サービスは破綻した。経済危機は1992年にクライマックスに達した。国内物価の急騰にもかかわらず、政府は1989年のコーヒー価格に凍結し、そのために、自暴自棄になった農民は30万本のコーヒーの木を根こそぎにした。内戦の真っ最中の6月に二回目の通貨切り下げが国際通貨基金によって命じられた。コーヒー生産は25パーセントも暴落した。コーヒー経済の危機は、伝統的な食糧必需品生産の下落をもたらした。小農に信用を提供した貯蓄融資共同組合い制度も崩壊した。貿易の自由化により、豊かな国からの補助金を受けた安い食糧輸入と食糧援助が、農業体系を危機に押しやった。赤十字国際委員会は、1993年に100万人が飢餓によって影響を受けると予測していた。先進国は民主化を融資の条件にした。しかし、いわゆる国際収支援助は、兵器の購入や軍事力の拡大に費やされた。それは生産的に使われなかっただけでなく、飢餓に影響された地域における救済にも向けられなかった。世界銀行は、内戦の淵に立つ国に適用された経済ショック療法の政治的社会的反響に関してまったく感受性も関心も表さなかった。世界銀行チームはそのシミュレーションから意識的に非経済的変数を排除した。これは「経済的ジェノサイド」であった⁸⁷⁾。

ルワンダにおいては、内戦中に国家再建プログラムが実施され、しかも政治不安と「経済的ジェ

ノサイド」の最中に和平合意が結ばれた。その合意の履行は行われずに、ジェノサイドが行われた。

V おわりに

アルーシャ和平プロセスは、そこに内在したリアリズムとリベラリズムという二つの論理矛盾を具現化したものである。交渉による解決局面においては、リアリズムの論理が優位していた。仲介者は、紛争の「熟成の時機」を見定め、交渉の膠着状態を育成するためにアメとムチを行使し、そして「問題解決」能力も発揮した。それによって、アルーシャ協定が締結された。交渉で議論されてきた問題が協定の履行局面で表面化し、そこではリベラリズムが優位に立った。アルーシャ会談とパワー・シェアリングからCDRというスポイラーが排除され、そして自由主義的国家再建プログラムが実行された。それによる政治不安と経済破壊とともに、フツ過激派によるジェノサイドによって、アルーシャ和平プロセスは完全に破綻した。

和平プロセスの破綻の原因は、リアリズムによる交渉による解決自体にある。仲介者は、紛争の「熟成の時機」が来るように操作し、当事者に内戦継続の恐怖感をもたせる。内戦による「相互に傷つく膠着状態」が当事者に、恐怖、憎悪、そして不信をもたせる。こうした当事者が仲介者によって交渉に参加させられるゆえに、交渉は敵対的なものになる。そうした交渉はいつ決裂しても不思議ではない。アルーシャ和平プロセスでは、仲介者はてこ作用を行使して和平合意までかろうじてもっていったが、その履行局面でアルーシャ和平プロセスは破綻した。

こうした破綻ゆえに、和平プロセスを強化あるいは改善しようとする代案がある。第一に、仲介者と後見人がもっと強力かつ広範な役割を果せば、交渉による解決のみならず合意の履行も可能であるとリアリストは主張する。たとえば、アルーシャ和平プロセスは「非強制的介入」であり、その意図せざるものであったとしても、それが悲劇的な結果を生んだとB. ジョーンズはそれを批判する⁸⁸⁾。リアリストから見れば、後見人の国連がスポイラーに対して適切な戦略をとることができず、国家再建プログラムがルワンダを政治不安と経済破壊に陥れた。アルーシャ協定は履行されないどころか、その失敗がジェノサイドをもたらす結果となった。リベラリズムは履行局面における「紛争の継続」を直視していないという批判がリアリストによって成り立つ。

しかし、アルーシャ和平プロセスの履行局面において、第三者はそのてこ作用を行使して、自由主義的国家再建プログラムの実行を強要し強制した。第三者は、そのパワーを用いて和平合意を当事者に結ばせることに成功したが、その合意内容は政治不安と経済混乱をもたらした自由主義的国家再建プログラムであった。第三者がリベラルなプログラムを当事者に強制したのである。第三者の軍事的介入がなかったからといって、それを非強制的介入とはいえない。交渉における第三者のてこ作用の行使が強制なのである。それは、アルーシャ和平プロセス自体が抱えたリアリズムとリベラリズムの矛盾を解消するものではない。たとえ、自由主義的な国家再建プログラ

ムを否定し、この和平プロセスをリアリズムで一貫させたとしても、リアリズムは「平和対民主主義のディレンマ」からは逃れられない。そしてそもそもリアリストは、利益の対立を仮定し、そして和平プロセスにおける「紛争の継続」を前提に戦略をとる。第三者がどんなに強力で和平プロセスを押し進めても、当事者からすれば、それは強制された合意であり、そして根底にある紛争を解決できなければ、その和平プロセスは破綻する。第二に、アルーシャ合意の誤りはその和平プロセスからCDRを排除したことにあるという考えもある。それは、パワー・シェアリングに「悪いやつ」を参加さるべきというベーカーのいう紛争管理者の案である。現実にはアルーシャ和平プロセスにCDRを参加させようと第三者はRPFを説得した。しかし、C. クラバムは、フツ過激派を交渉に参入させれば解決ができたという見解に対して、それは要点をはずしていると指摘する。なぜならば、排外的なエスニック・イデオロギーをもち、そしてジェノサイドでも何でもしようとするフツ過激派に対して、それを含みいかなる協定も不可能だからである。そして彼はいかなる解決もフツ過激派の優越かそれともその敗北かに基づかなければならなかったと主張する。彼は、RPFが中央政府の支配下にある領土に侵攻していれば、殺害の規模ははるかに削減されたとし、アルーシャ和平プロセスを否定し、そして軍事的解決の必要性を示唆している⁸⁹⁾。しかし、それは、ルワンダの場合がまさにそうであったように、暴力的あるいは軍事的な解決が難民を生み出し、それが「難民戦士共同体」⁹⁰⁾を形成しそしてそれが国境を越えて再び内戦に至る可能性を無視している。

和平プロセスに代わるオルターナテヴが平和プロセスである。それは平和創造（紛争解決）から平和建設へのプロセスであり、そして人間がニーズを満たすプロセスである。そこには、和平プロセスのような論理の二元性はない。ニーズ充足の失敗とその脅威が紛争の原因である。人間がニーズを暴力的に求めるために破壊的な紛争になる。しかし、紛争のエネルギーは建設的な方向に向けることができる。なぜならば、ニーズを満たす機会に人間は協力的であり、そしてニーズは相互に保持できるからである。それを実現する取り組みが平和プロセスである。

紛争解決理論においては、和平プロセスにおける「紛争の継続」という問題、すなわちリアリストが自ら指摘した国内紛争の解決を妨げている四つの問題を解決することができる。第一に、その最大の問題が安全保障のディレンマである。安全保障のディレンマが生じる理由は、一方の当事者Aが権力によって安全を確保しようとして他方の当事者Bを安全ではなく不安にするために、当事者Bも権力を強め、その結果、当事者Aも不安になるからである。本来の目的の安全が確保できず、両者ともに不安になる⁹¹⁾。この結果はネガティブ・サムである。紛争解決理論によれば、安全はニーズのひとつであり、当事者はともにこのニーズを満たすことができる。目的は安全の確保であって、権力の増進ではない。権力増大による相手のニーズ充足への脅威が紛争の原因となる。逆に、本来の目的である安全を追求するならば、当事者Aが安全であればあるほど当事者Bも安全であり、その結果当事者Aもいっそう安全になる。この結果は、ポジティブ・サムである⁹²⁾。当事者が権力欲をむき出しにしたり、あるいは高邁な動機を掲げていっても、それ

はニーズ充足をするための別の表現にすぎない。第二に、紛争解決にポジティブ・サムな結果、すなわち双方勝ちがあることを理解すれば、戦闘員が生きるか死ぬかという状況認識から抜け出せる。第三に、指導者も、同様に、全か無か、あるいは、勝利か敗北かという二者択一から抜け出せる。第四に、当事者間での恐怖心や猜疑心を晴らし、そして指導者と支持者の関係を改善するには、それぞれの間での問題解決が必要である。

当事者間の問題解決とは、第三者がてこ作用を行使することでも、ステッドマンのいう「問題解決」をはかることでもない。問題解決とは、第三者が圧力や影響力を行使すべきものではない。またそれは自らは変わらずただ相手の情報収集するだけのものでもない。それは当事者が自己認識と状況認識を再定義するものである。第三者はそれを助ける役割がある。これを可能にするには、当事者間のフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションが必要である。それは、通常的外交交渉でも敵味方の論戦でもなく、当事者自身が紛争分析を行うものである。紛争分析は、当事者が認識や認知における共通の誤りに敏感であり、そして互いに共感をもてる理解を發展させる明確で正直なコミュニケーションを必要とする。当事者が対面するとき、当事者はコラボレーション戦略に従わなければならない。それは、紛争を解決されるべき共通の問題とみなし、自他のニーズに高い関心をもち、そしてその行動が共通の目標に向けられるアプローチである⁹³⁾。こうした基礎があつてこそ、武装解除や新たな政府の創設についての話し合いが当事者間で可能になる。その話し合いにおいても、問題解決の手法をとることが必要である。

指導者と支持者との間でも、第三者の助けを得て、同様な問題解決が必要である。それによって支持者からならず者やスポイラーを生み出すことが避けられる。たとえ、旧支持者がスポイラーになっても、それを無視したり弾圧するのではなく、やはり両者の問題解決が行われるべきである。紛争解決努力が行われてもなお平和建設の局面においてこれら内戦に起因する問題が解決できていなければ、紛争解決が行われるべきである。もしそうでなくとも、紛争解決は平和建設において必要である。なぜならば、バートンによれば、紛争解決の最終目標は、権威の正統性を確立することであり、権力は行使される者のニーズを満たす制度を創設し、そして権威と人々との関係に伴う価値を増進することだからである⁹⁴⁾。もしこれが紛争勃発前に行われるならばそれは紛争予防⁹⁵⁾になる。

選挙の実施はその正統性の確立を示す基準ではない。権威の合法性は、有効な支配、世襲、立憲過程、そして外国の承認などをその基準にしている。しかし、正統化された権威とは、権威が行使された人々から引き出された権威をいう。正統化された権威は、それが行使された人々による人間のニーズの認められた充足を意味する⁹⁶⁾。ステッドマンが主張する外部からの正統化は、当事者に対する強制であり、当事者のニーズを満たさない権威を外部から確立しても、当事者はそれに反発し、そしてそれは新たな内戦の原因にもなりかねない。当事者によって正統化された権威を、第三者や国際社会が正統と認めることが重要である。平和プロセスにおいて民主主義が正統化された権威に基盤におくならば、「平和対民主主義のディレンマ」という問題は解決可能

である。なぜならば、当事者が人間のニーズを充足するという意味で紛争解決し権威を正統化するプロセスに矛盾はないからである。もし問題があるならば、当事者間の問題解決が行われるべきである。

経済自由化政策が開発途上国、特に戦争で粉砕させた社会に適用されれば、ルワンダのように国家再建の破綻どころか「経済的ジェノサイド」さえもたらす。それに対して、平和建設の課題として人間のニーズ充足によって定義される発展戦略が提唱されるべきである。それは「人間開発」戦略である。そこにおいては、人間が発展の目的であり、それはニーズによって表される⁹⁾。発展戦略とは、ニーズ充足という意味で紛争解決と同じプロセスにあり、そして紛争解決による当事者間の友好的共存、協力関係、そして和解をもとにして建設的な共同作業にエネルギーを向ける戦略である。

平和プロセスは、紛争の破壊的エネルギーを建設的エネルギーに変え、そして平和を創造し建設するプロセスである。

- 1) 松岡完『ベトナム戦争—誤算と誤解の戦場—』中央公論新社、2001年、iii頁。
- 2) 後藤政子『新現代のラテンアメリカ』時事通信社、1993年、325頁。
- 3) 柴宣弘「ボスニア内戦と国際社会の対応—ユーゴスラヴィア解体から和平協定調印まで—」『国際問題』1996年5月号、8頁。
- 4) Andrea Kathryn Talentino, "Rwanda," in Michael E. Brown and Richard N. Rosecrance, eds., *The Costs of Conflict: Prevention and Cure in The Global Arena* (Lanham: Rowman & Littlefield Publishers, 1999), p.53.
- 5) Johan Galtung, "Cultural Violence," *Journal of Peace Research*, Vol. 27 (1990), p. 292.
- 6) A. H. マズロー、小口忠彦訳『人間性の心理学』産業能率大学出版部、1987年。エーリッヒ・フロム、加藤正明、佐藤隆夫訳『正気の社会』社会思想研究出版部、1958年。John Burton, *Deviance, Terrorism and War: The Process of Solving Unsolved Social and Political Problems* (Oxford: Martin Robertson, 1978); John Burton, *Conflict: Resolution and Provention* (London: Macmillan 1990); Karin Lederer, ed., *Human Needs: A Contribution to the Current Debate* (Cambridge: Oelgeschlager, Gunn and Hain, 1980); Herbert C. Kelman, "Social-Psychological Dimensions of International Conflict," in I. William Zartman and J. Lewis Rasmussen, eds., *Peacemaking in International Conflict: Methods and Techniques* (Washington, D. C.: United States Institute of Peace, 1997), pp. 191-237.
- 7) Herbert C. Kelman, "Overcome the Barriers to a Negotiation of the Israeli-Palestinian Conflict," *Journal of Palestine Studies*, Vol.16 (Autumn 1987), pp.13-14.
- 8) Nadim Rouhana and Herbert C. Kelman, "Promoting Joint Thinking in

- International Conflict: An Israeli-Palestinian Continuing Workshop,” *Journal of Social Issues*, Vol. 50, No. 1 (1994), pp. 158-160.
- 9) Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Peace*, Second Edition (New York: United Nations, 1995), pp.45-62.
- 10) Elizabeth M. Cousens, “Introduction,” in Elizabeth M. Cousens, Chetan Kumar and Karin Wermester, eds., *Peacebuilding as Politics: Cultivating Peace in Fragile Societies* (Boulder: Linne Rienner Publishers, 2001), p. 4.
- 11) John Burton, *Deviance, Terrorism and War*, p. 130.
- 12) Mahbub ul Haq, *Reflections on Human Development* (Oxford: Oxford University Press, 1995); Johan Galtung, *Peace and Development in the Pacific Hemisphere* (Honolulu: University of Hawaii Institute of Peace, 1989).
- 13) Johan Galtung, “Transcend: 40 Years, 40 Conflicts,” in Johan Galtung and Carl G. Jacobsen, eds., *Searching for Peace: The Road to TRANSCEND* (London: Pluto Press, 2000), p. 107.
- 14) Saadia Touval, *The Peace Broker: Mediators in the Arab-Israeli Conflict, 1948-1979* (Princeton, N. J.: Princeton University Press, 1982).
- 15) Eva Bertram, “Reinventing Governments: The Promise and Perils of United Nations Peacebuilding,” *Journal of Conflict Resolution*, Vol. 39, No. 3 (September 1995), p. 394.
- 16) Oliver Ramsbothman, “Reflections on UN Post-Settlement Peacebuilding,” in Tom Woodhouse and Oliver Ramsbothman, eds., *Peacekeeping and Conflict Resolution* (London: Frank Cass, 2000), pp. 172-173.
- 17) Edward Hallett Carr, *The Twenty Years’ Crisis, 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations* (New York: Harper and Row, 1964).
- 18) Paul R. Pillar, *Negotiating Peace: War Termination as a Bargaining Process* (Princeton: Princeton University Press, 1983), p. 25.
- 19) Stephen John Stedman, *Peacemaking in Civil War: International Mediation in Zimbabwe, 1974-1980* (Boulder: Linne Rienner Publishers, 1988), pp. 5-9.
- 20) Roy Licklider, “The Consequences of Negotiated Settlements in Civil Wars, 1945-1993,” *American Political Science Review*, Vol. 89, No. 3 (September 1995), pp. 681-690.
- 21) I. William Zartman, *Ripe for Resolution: Conflict and Intervention in Africa* (New York Oxford University Press, 1985); Richard Haas, *Conflicts Unending: The United States and Regional Disputes* (New Heaven: Yale University Press, 1990); Louse Kriesberg and Stuart J. Thorson, eds., *Timing the De-escalation of*

- International Conflicts* (Syracuse: Syracuse University Press, 1991).
- 22) Louis Kriesberg, "Introduction: Timing Conditions, Strategies, and Errors," in Louis Kriesberg and Stuart J. Thorson, eds., *Timing the De-escalation of International Conflicts*, p. 6.
- 23) I. William Zartman, "Bargaining and Conflict Reduction," in Edward A. Kolodziej and Roger E. Kanet, eds., *Coping with Conflict after the Cold War* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1996), p.276.
- 24) *Ibid.*, pp. 277-278.
- 25) Stephen John Stedman, "Negotiation and Mediation in Internal Conflict," in Michael E. Brown, ed., *The International Dimensions of Internal Conflict* (Cambridge, Mass.; MIT Press, 1996), pp. 343-350.
- 26) *Ibid.*, p. 351.
- 27) *Ibid.*, pp. 351-356.
- 28) *Ibid.*, pp. 356-357.
- 29) Fen Osler Hampson, *Nurturing Peace: Why Peace Settlements Succeed or Fail* (Washington, D. C. : United States Institute of Peace Press, 1996), p. 210.
- 30) Stephen John Stedman, "Negotiation and Mediation in Internal Conflict," p. 358.
- 31) I. William Zartman, "Bargaining and Conflict Reduction," pp. 279-282; I. William Zartman and Saadia Touval, "International Mediation: Conflict Resolution and Power Politics," *Journal of Social Issues*, Vol. 41, No. 2 (1985), pp.38-40.
- 32) I. William Zartman, "Bargaining and Conflict Reduction," pp. 279-282.
- 33) Jacob Bercovitch, "Mediators and Mediation Strategies in International Relations," *Negotiation Journal*, Vol. 8, No. 2 (1992), p. 107.
- 34) I. William Zartman, "Bargaining and Conflict Reduction," pp. 282-283.
- 35) Stephen John Stedman, "Negotiation and Mediation in Internal Conflict," p. 360.
- 36) *Ibid.*, pp. 360-361.
- 37) *Ibid.*, p. 361.
- 38) Saadia Touval, "Why the UN Fails," *Foreign Affairs*, Vol. 73, No. 5 (September /October 1994), pp. 44-57.
- 39) Stephen John Stedman, "Negotiation and Mediation in Internal Conflict," pp. 374-375.
- 40) Nicole Ball, "The Challenge of Rebuilding War-Torn Societies," in Chester A. Crocker, Fen Osler Hampson, and Pamela Aall, eds., *Managing Global Chaos: Sources of and Responses to International Conflict* (Washington, D. C. : United States Institute of Peace Press, 1996), pp. 611-612.

- 41) Stephen John Stedman and Donald Rothchild, "Peace Operations: From Short-Term to Long-Term Commitment," in Jeremy Ginifer, ed., *Beyond the Emergency: Development within UN Peace Missions* (London: Frank Cass, 1997), p. 20; Stephen John Stedman, "Negotiation and Mediation in Internal Conflict," p. 361.
- 42) Stephen John Stedman and Donald Rothchild, "Peace Operations" pp. 20-21; Stephen John Stedman, "Negotiation and Mediation in Internal Conflict," pp. 364-365.
- 43) Stephen John Stedman, "Negotiation and Mediation in Internal Conflict," p. 366.
- 44) *Ibid.*, pp. 367-368.
- 45) *Ibid.*, pp. 368-374.
- 46) Stephen John Stedman, "Spoiler Problems in Peace Process," *International Security*, Vol. 22, No. 2 (Fall 1997), p. 5.
- 47) *Ibid.*, pp. 8-12.
- 48) *Ibid.*, pp. 12-17.
- 49) *Ibid.*, pp. 14-16.
- 50) *Ibid.*, pp. 17-52.
- 51) *Ibid.*, p. 52.
- 52) Fen Osler Hampson, *Nurturing Peace*, p. 210.
- 53) Pauline H. Baker, "Conflict Resolution Versus Democratic Governance," in Chester A. Crocker, Fen Osler Hampson, and Pamela Aall, eds., *Managing Global Chaos*, pp. 567-568.
- 54) Eva Bertram, "Reinventing Governments," pp. 396-399.
- 55) Roland Paris, "Peacebuilding and the Limits of Liberal Internationalism," *International Security*, Vol. 22, No. 2 (Fall 1997), p. 56.
- 56) 山本吉宣『国際的相互依存』東京大学出版会、1989年。ブルース・ラッセツ、鴨武彦訳『パクス・デモクラティア』東京大学出版会、1996年。
- 57) Roland Paris, "Peacebuilding and the Limits of Liberal Internationalism," pp. 74-76.
- 58) *Ibid.*, pp. 76-78.
- 59) Alan J. Kuperman, "The Other Lesson of Rwanda: Mediators Sometimes Do More Damage Than Good," *SAIS Review*, Vol. 16 (Winter-Spring 1996), p. 227.
- 60) 赤阪賢「ルワンダ」綾部恒雄編『世界民族事典』弘文社、2000年、945—946頁。
- 61) 経済指数のみならず、人間開発指数からみてもルワンダは、世界173カ国中153位であった。国連開発計画『人間開発報告書: 1994』国際協力出版会、1994年、129頁。
- 62) 武内進一「『部族対立』がはじまるとき—ルワンダ、ザイールの紛争をめぐって—」『アフ

- リカレポート』No. 24、1997年、3-4頁。
- 63) 戸田真紀子「アフリカ民族紛争の理論化」『国際政治：転換期のアフリカ』第123巻、2000年、99-100頁。武内進一「ルワンダ史年表」武内進一編『現代アフリカの紛争を理解するために』<http://www.ide.go.jp/Japanese/index4.html>
- 64) 武内進一「ルワンダのツチとフツ－植民地化以前の集団形成についての覚書－」武内進一編『現代アフリカの紛争－歴史と主体－』アジア経済研究所、2001年、247-248頁。
- 65) Jacob Bercovitch and Richard Jackson, eds., *International Conflict: A Chronological Encyclopedia of Conflicts and Their Management, 1945-1995* (Washington, D. C.: Congressional Quarterly, 1997), p. 252.
- 66) Joel Stettenheim, "The Arusha Accords and the Failure of International Intervention in Rwanda," Melanie C. Grennberg, Melanie H. Barton and Margaret E. McGuinness, eds., *Words Over War: Mediation and Arbitration to Prevent Deadly Conflict* (Lanham: Rowan & Littlefield, 2000), pp. 222-223.
- 67) *Ibid.*, pp. 223-224.
- 68) Alan J. Kuperman, "The Other Lesson of Rwanda," pp. 226-227.
- 69) *Ibid.*, p. 228; Joel Stettenheim, "The Arusha Accords and the Failure of International Intervention in Rwanda," p.224.
- 70) Alan J. Kuperman, "The Other Lesson of Rwanda," pp. 227-228.
- 71) Joel Stettenheim, "The Arusha Accords and the Failure of International Intervention in Rwanda," pp. 226-227.
- 72) *Ibid.*, p. 224.
- 73) *Ibid.*, p. 229.
- 74) *Ibid.*
- 75) *Ibid.*, p. 230.
- 76) *Ibid.*
- 77) *Ibid.*, p. 231.
- 78) *Ibid.*, pp. 231-232.
- 79) *Ibid.*, p. 234.
- 80) *Ibid.*, pp. 232-234; Stephen John Stedman, "Spoiler Problems in Peace Process," p. 22; Astri Suhrke and Bruce Jones, "Preventive Diplomacy in Rwanda: Failure to Act or Failure of Action?" in Lee H. Hamilton, ed., *Opportunities Missed, Opportunities Seized: Preventive Diplomacy in the Post-Cold World* (Lanham: Rowan & Littlefield, 2000), pp. 238-250.
- 81) Stephen John Stedman, "Spoiler Problems in Peace Process," pp. 20-26.

- 82) *Ibid.*
- 83) Marina Ottaway, "Democratization in Collapsed States," in I. William Zartman, ed., *Collapsed States: The Disintegration and Restoration of Legitimate Authority* (Boulder: Lynne Rienner, 1995), p. 248
- 84) Astri Suhrke and Bruce Jones, "Preventive Diplomacy in Rwanda," p. 242.
- 85) Roland Paris, "Peacebuilding and the Limits of Liberal Internationalism," pp.71-72.
- 86) Michel Choussudovsky, "Human Security and Economic Genocide in Rwanda," in Caroline Thomas and Peter Wilkin, eds., *Globalization, Human Security, and African Experience* (Boulder: Lynne Rienner, 1999), pp. 117-121.
- 87) *Ibid.*, pp. 119-125.
- 88) Bruce Jones, " 'Intervention Without Borders': Humanitarian Intervention in Rwanda," *Millennium*, Vol. 24, No. 2 (Summer 1995), p. 243.
- 89) Christopher Clapham, "Rwanda: The Perils of Peacemaking," *Journal of Peace Research*, Vol. 35, No. 2 (March 1998), pp.1 93-210.
- 90) Aristide Zolberg, Astri Suhrke, and Sergio Aguayo, *Escape from Violence : Conflict and the Refugee Crisis in the Developing World* (New York: Oxford University Press, 1989), pp. 275-278.
- 91) John Herz, *The Nation-State and the Crisis of World Politics* (New York: David MacKay, 1976), pp. 72-75.
- 92) John Burton, *Deviance, Terrorism and War*, p. 109.
- 93) Nadim Rouhana and Herbert Kelman, "Promoting Joint Thinking in International Conflict," pp. 158-160.
- 94) John Burton, "Conflict Resolution as a Function of Human Needs, "in Roger Coate and Jerel Rosati, eds., *The Power of Human Needs in World Politics* (Boulder: Lynne Rienner, 1988),p. 196.
- 95) John Burton, "Conflict Provention as a Political System, "in John Vasquez, et al, eds., *Beyond Confrontation: Learning Conflict Resolution in the Post-Cold War Ear* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 1995), p. 115.
- 96) John Burton, "Unfinished Business in Conflict Resolution,"in John Burton and Frank Dukes, eds., *Conflict: Readings in Management and Resolution* (London: Macmillan, 1990), p. 333.
- 97) Mahbub ul Haq, *Reflections on Human Development*, pp. 3-45.